

令和6年土佐清水市議会定例会9月会議会議録

第9日（令和6年9月10日 火曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 坂下 文宏 君 | 2番  | 新谷 英生 君 |
| 3番  | 形岡 弘士 君 | 4番  | 谷口 佳保 君 |
| 5番  | 弘田 条 君  | 6番  | 武政 健三 君 |
| 7番  | 山崎 誠一 君 | 8番  | 吉村 政朗 君 |
| 9番  | 作田 喜秋 君 | 10番 | 前田 晃 君  |
| 11番 | 浅尾 公厚 君 | 12番 | 永野 裕夫 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

|        |         |      |         |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 池 正澄 君  | 局長補佐 | 坂本 久恵 君 |
| 議事係長   | 山本 卓己 君 | 主 幹  | 富田 志保 君 |
| 技 幹    | 安田 文華 君 |      |         |

~~~~・~~~~・~~~~

出席要求による出席者

|                |         |                  |         |
|----------------|---------|------------------|---------|
| 市 長            | 程岡 庸 君  | 副 市 長            | 早川 聡 君  |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 吉永 敏之 君 | 税務課長兼<br>固定資産評価員 | 岡田 旭生 君 |

|                      |         |                         |         |
|----------------------|---------|-------------------------|---------|
| 企画財政課長               | 横山 英幸 君 | 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長  | 東 直能 君  |
| 危機管理課長               | 岡田 哲治 君 | 消 防 長                   | 宮地 直道 君 |
| 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長 | 中村 浩司 君 | 健 康 推 進 課 長             | 竹池 亮 君  |
| 福祉事務所長               | 永野 美歌 君 | 市 民 課 長                 | 畑山 正王 君 |
| まちづくり対策課長            | 中尾 吉宏 君 | 観 光 商 工 課 長             | 酒井 満 君  |
| 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長 | 和泉 政彦 君 | 水 道 課 長                 | 山本 実 君  |
| じんけん課長               | 萬 知栄 君  | 特別養護老人ホーム<br>しおさい園長     | 濱田 三幸 君 |
| 教 育 長                | 斧川 哲也 君 | こども未来課長                 | 田村 五鈴 君 |
| 生涯学習課長補佐             | 森 三奈 君  | 教育センター所長兼<br>少年補導センター所長 | 岡野 孝弘 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（作田喜秋君） おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和6年土佐清水市議会定例会9月会議、第9日目の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） おはようございます。日本共産党の前田晃です。早速ですが、通告に従いまして、2点の質問をいたします。今回の質問は、いずれも市民の皆さんからいただいた声に基づいた質問でありますので、分かりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

まず1つ目は、第三セクター、以下、三セクと言いますけれども、土佐清水食品に関わる質問です。

第三セクターといいますのは、国や地方自治体と民間企業が共同出資で設立をした法人のことで、本市では土佐清水食品がこれに当たります。土佐清水食品は平成5年に土佐食として発足し、新たに設立された元気プロジェクトと土佐清水ホールディングスの3社で令和元年に合併をし、土佐清水食品に至っています。

最初に申し上げておきたいと思いますが、私はこれまで、4回ほど三セクに関わる質問をさせていただきました。そこで、常に問題意識としてありましたのは、三セクに対して議会のチェックがどこまで及ぶかということでありました。

先に触れましたように、三セクは自治体と民間との共同出資で設立した営利法人ですので、法的には株式会社と同じ地位にあり、一般的には議会のチェックは及ばないとされています。しかしながら、三セクには出資金や補助金などの公的資金が投入されていますので、執行部は、この資金の運用状況についての説明責任が求められることとなります。その点で、株式会社と同じ扱いとはならず、限定的ですけれども議会のチェックが及び、執行部は可能な限り三セクの情報公開に努めるということになります。

実際、地方自治法では、三セクの決算書・予算書を議会に報告することになっていて、総務省の通知でも、自治体や三セクに対して、市民への積極的な情報公開を求めています。

さらに、前泥谷市長は、三セクは独立した株式会社で議会への説明には限界があるとしながらも、一般質問の答弁では、情報公開には前向きに対応してくれたように思います。土佐清水食品は言わば市民の財産であり、市民の会社であるとも言えます。

程岡市長には、市民への積極的な情報公開につながる答弁をいただきますよう、まずお願いしておきたいと思います。

それでは、土佐清水食品の代表取締役（社長）人事についてお尋ねをします。昨日の吉村議員の質問と重なるところもあると思いますけれども、どうか御容赦ください。

6月26日、2か月ぐらい前になりますけれども、付の高知新聞に土佐清水食品が株主総会を開き、程岡市長、土佐清水食品の会長になりますけれども、の提案で、平林大昌社長を解任し、後任の社長として山下英氏（市商工会議所会頭、元山水産社長）を取締役会で選任したという記事が載りました。

この土佐清水食品の社長人事については、令和5年度土佐清水食品が5,000万円を超える黒字決算なのに、なぜ社長を解任するのかとか、取締役の任期は2年ということになっていますけれども、1年を残してなぜ解任なのかといった市民や従業員の皆さんから多くの疑問の声が寄せられました。

市長にお尋ねします。今回の土佐清水食品の社長人事の人事の基準とともに、平林社長解任の理由と取締役会で新社長となりました山下氏選任の理由についてお伺いをいたします。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） おはようございます。ただいまの前田議員の質問にお答えをいたします。

昨日の吉村議員の答弁内容と重複いたしますが、まず、解任については、一部報道でもありましたとおりではございますが、機械化の推進など売上増に積極的に関与せず、市側への報告

や相談などを十分にしていなかったことや、また、市税を投じている第三セクターの長としてふさわしいかという点で判断をいたしました。

また、新社長選任の理由につきましては、長年一緒にやってきた中で、経営方針等を見た上で適任だと判断をいたしました。また、現状を打破する力もあると思っておりますし、戦略的思考や変化に柔軟に対応できる逸材とも感じておるところであり、持続的な成長を実現するための決断力と実行力をも兼ね備えていることなども理由としてあり、山下社長には期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 新聞報道にもありました。今、お話もありましたけれども、ちょっとお尋ねしたいんですが、三セクの長としてふさわしいというのが、いうたら選任の基準ということになるわけでしょうか。三セクの長にふさわしいというのは、具体的にいうたらどういうことですか。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

第三セクターを運営する、引っ張っていく上で、昨年度は黒字であったと。ただ、その前、その前と2年連続赤字で、その赤字のときの理由もいろいろあるんですが、そういうことも踏まえて手を打ってこなかったということについても判断の基準にはめておりますし、全ての面において判断の基準に置かせていただいております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 実行力・決断力・判断力とかいろいろおっしゃいましたけれども、やっぱりそういうところを総合的に判断したということなんですか。基準としては、やっぱり三セクの長であるということでのいろんな能力が求められると思うんですけれども、そういった点の判断があったということですね。

今回の社長人事については、昨年の秋、10月22日に市長選があって、市長が当選されたこの8か月後に行われているということで、この短期間での社長人事の判断についても、あまりにも性急ではないかとか、予定したのかといった声も聞こえてきます。

短期間で社長人事を判断していることについての市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

社長人事につきましては、市長に就任してから考えていたわけではなく、市長就任以前より考えていたところであります。また、先ほどの答弁とも重複をいたしますが、長年一緒にやってきた中で、経営方針等を見た上で適任だと判断するとともに、また、現状を打破する力もあると思っておりますし、さらに、戦略的思考や変化に柔軟に対応できる逸材とも感じておるところであり、持続的な成長を実現するための決断力と実行力をも兼ね備えていることなども理由としているところでございます。

これらを判断いたしまして、決定をいたしましたところでございます。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 聞くところによりますと、市長は昨年12月には平林社長の解任を公言し、そしてこの2月には、土佐清水食品の会合、定例の会議でしたか、平林社長本人に解任を通告したというふうに聞いています。

また、この4月には山下氏が山下水産社長を辞任し、この社長職を奥さんに譲っております。そして、6月の定期総会・取締役会で平林社長解任と山下新社長就任が決まったということですが、こういった経過や昨日の吉村議員への答弁、そして、ただいまの答弁を聞いておまして、今回の社長人事は程岡市長の既定路線だったと。市長になる前から大体その方針だったというお話でしたので、そういったことが分かりました。

ところで、市長と山下氏とは今のお話の中にもありましたが、共に土佐清水食品の社外取締役、そして、また商工会議所の会頭と副会長というツートップとして活動をされておりましたので、専らちまたでは、今回の社長人事はお友達を優遇する人事ではないかという声も聞こえてきます。

この声に対する市長の受け止めをお伺いしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

まずもって、そのような人事ではありません。ただ、会頭、副会頭という間でやっておりまして、また、土佐清水食品の社外取締役で同時にやっておったということで、そういうふうにとられる方もおるかもしれませんが、私としては社長の人事は前々から考えていたことであり

まして、前泥谷市長がもう解任をしようと言ったときには止めました。過去には。止めて、まだもうちょっと様子見ちゃってくれということでした。けど、もう駄目だと判断をいたしました。

ただ、私も市長になるつもりも考えもなかったんで、急遽市長になったんで、たまたまそういう人事になったということです。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） お友達人事というそういったものではなくて、社外取締役の時代とか、それから商工会議所の中で共に活動した中で、その力量を評価しているんだと。その結果だということですよね。分かりました。

そしたら、今の答弁は市民の皆さんがいろんな受け止め方をされるんでしょうけれども、私はこの友達優遇人事ではないかといった声で、まず頭に私自身が浮かびますのは、国政になりますけれども、さきの安倍政権の安倍政治ですよね。安倍政治では、税金、公費で地元山口の後援会員を桜を見る会に招待したり、それから、友達とか知り合いに国有地を格安で払い下げたり、特区を承認したりという森友学園・加計学園などの問題。国政の私物化が国民から大きな批判を浴びました。まず、あれがぱっと頭に浮かんだんですけれども、やっぱり政治は法令に基づいて公平・公正に行わなければならないのに、政治を預かる者が私物化するということはおもてのほかだと思います。

地方政治も同じで、政治の私物化を排除することはもちろんですが、「李下に冠を正さず」という故事がありますけれども、すももの下で冠を正すと、泥棒と間違えられますよということで、冠を正すことをするなよというんですよね。友達優遇人事ではないかと疑惑を持たれないようにする対応ですよね。そういったことも必要ではないかなってというようなこともちょっと思ったところであります。

それでは、続いて、さきの高知新聞には、山下新社長就任に関わってこういった記事がありました。まず、その部分を読ませていただきたいと思います。

前段があって中段ぐらいですが、こういう記事です。新社長の山下氏は就任に当たり、同社に加工品の原料となるメジカなどを卸してきた山下水産の社長を辞任したという。程岡市長は、土佐清水食品の会計をより透明化し、取締役会で月ごとにチェックしていく。「公認会計士に相談し、利益相反に当たらないとの見解を得た」としているという記事です。記事は以上ですが、そこで市長にお尋ねします。

山下新社長就任の土佐清水食品と、この山下水産との取引が利益相反に当たらないというそ

の理由について、分かりやすく御説明いただけないでしょうか。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

分かりやすくかどうかは分かりませんが、この件につきましては公認会計士に相談をして、利益相反というのは私も非常に気にかかっておりましたので、大丈夫でしょうかということいろいろ話を聞きまして、大丈夫であるということの見解を得て、また、取締役会にも報告したところでございます。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 私がお尋ねしているのは、なぜ大丈夫かということなんです。その理由をお尋ねしているんです。なぜ公認会計士は大丈夫だと言ったんですか。その理由は何ですか。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

これは、今まで山下水産が土佐清水食品と取引をしてきた経緯がずっと長年あります。そのときの取引関係と社長になってからの取引関係とが明らかに社長になってからぐっと上がったとか、利益が増えたとか、極端に増えてきたとかいうことを取締役会で毎回あるごとにチェックはしてくださいと。それで、そういうことがなかったら、取締役会で皆さんが承認すればオーケーであるということをお教えいただきましたので、そういうことでございます。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ちょっとよく分からないんですが、その山下氏が新社長になって山下水産と取引するに当たって、これまで以上の利益があるかどうかをチェックすると。それを条件にして、いうたら利益相反取引だけれども、承認しますよということですか。了解したと。そういう意味ですか。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

すみません。ここで言うてええもんか、立って言わないかんもんか、ちょっと今聞きよりました。

結局、利益を明らかに社長ということを利用して増やしているというようなことが絶対あってはならないことですから、それをチェックしなさいということでした。それがなければ大丈夫ですという返答をいただいております、それが大体の理由です。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 利益を公開すると。公開するんですよね。チェックするわけですよね、取締役会の中で。それで、本来はこれ利益相反なんですけれども、それに当たらないというふうな判断をしたということですよ。分かりました。

この利益相反というのは会社法に定められておまして、会社法の第356条では、取締役が自己または第三者のために株式会社と取引をしようとするときは、取締役会の承認を得なければならないとして、取締役と会社との間の取引を制限しています。もう制限しているんです。それは、取締役と会社との間の取引が会社に不利益を与えるおそれがあるということから制限しているんです。その取引のことを利益相反取引といいます。利益が相反するわけですから、会社と取締役の関係でね。のことを言っています。

取締役会の承認があれば、制限はされていますけれども、取引はできるということになっていますけれども、承認があっても会社に損害を与えていないかどうか、取引ごとに個別的・具体的に報告をするということになっています。利益相反取引だけでも、承認があったら制限は解けますが、個々の取引については個別的・具体的に報告をしなければならない。多分、公認会計士の方は、このことをおっしゃったのかなというふうに思います。

ですから、今後の山下水産と土佐清水食品との取引の関係がそういった公開をするということで、利益相反には当たらないと。そういうことであれば、了解をいたしました。

これからのことはよく分かりましたが、では、これまでの過去の山下水産と土佐清水食品との取引がどうだったか、それをお尋ねしたいと思います。

山下水産の社長で土佐清水食品の社外取締役でもあった山下氏は、さきに触れましたように、これまで土佐清水食品との間でメジカ原魚の納入取引をしてきました。これは、会社法356条の取締役が株式会社と取引をする利益相反取引に該当するのではないかと思いますけれども、市長の御所見をお伺いします。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）



○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

私が取締役になる前の話はあまり詳しくは知りませんが、ほかの役員に聞いたりとかした限りでは、利益相反には当たらないと判断しております。

○議長（作田喜秋君） 永野議員。

（12番 永野裕夫君発言席）

○12番（永野裕夫晃君） 前田議員の質問の途中ですが、この今の質問というのは、これはやっぱり別法人に対しての、いけば議会がどれだけ介入権があるかということやというふうに思います。ですから、この人事に関して会社の総会、そして、またそういう役員会でその人事が決定をしておるわけですから、これは議会で論議をする範疇ではないようなそういうふうにするわけですが、議長の裁量お願いをいたします。

○議長（作田喜秋君） 市長にお伺いいたしますが、今、永野議員から、前田議員の質問は議会で取り上げるべきことではないということでしたが、市長としては、今までの質問に対してまた答弁というか、これは大丈夫ですか。

市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） 第三セクターの土佐清水食品の決算書云々については、議会のほうで提出をして十分に見てもらっていると思います。社長人事云々、会社の人事とか取引内容であるとか、そういうことはやはり会社の運営上あまり芳しくはないとは思いますが、どうしてもせないかんであれば、説明がしたいと思います。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。

人事の問題なんかは、これ、会社の経営権事項に関わる問題ですので、ここまで議会が手を、いうたらくちばしを入れるということはできないことは私も承知していますけれども、今回の役員人事に関わる部分は高知新聞でも報道されましたし、そして、市民の皆さんの非常に関心の高いところでもありますので、やっぱりそれは第三セクターの窓口になっている会長ですし、絶対的な権限もある会長ですので、市長ですので報告をすると。情報公開するということは私はいと思っています。

いいですか。今、私質問しているのは、打合せのときに通告した内容で質問しているんですよ。今、時間進んでいますね。今、私が市長にお尋ねしました。過去の山下水産と土佐清水食品との取引は利益相反取引に該当するかどうかというのは、打合せのときに私、通告していま

すよね。通告しているんですよ。だからこれ、これね、答えることできませんよってそこでシャットアウトすべきですよ。今、お話されたように、市長は答える姿勢を示してくれましたので、答えていただきたいというふうに思います。

○議長（作田喜秋君） 前田議員にお尋ねしますが、市長に対して質問の……。

10番。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 利益相反には該当しないという話をされましたよね。これ、該当するんですよ。されないという理由が私、よく分からないんですけども。

取締役と株式会社が取引、契約をすれば、これ、損害を与えようが与えまいが利益相反取引という位置づけになるんです。だから制限されるんです。しかし、取締役会がそれを承認すれば別にやってもいいですよと。しかし、報告はしてくださいねという仕組みなんですよ。

だから、過去の土佐清水食品と山下水産のこのメジカの納入の取引というのは、これは、誰が何と言っても利益相反取引に該当するんです。該当するんですよ。

今言いましたように、該当するとしても、取締役会で利益相反取引を承認して報告があったら問題にはならないわけですから、そこで市長にお尋ねをしたいんです。

土佐清水食品の社外取締役に就いていた市長は、当時の取締役会の協議をよく覚えておいでると思います。ですから、これまでの土佐清水食品の取締役会で山下水産のこの利益相反取引について、利益相反取引なんですよ。で、取締役会で承認したとか、あるいは取引の報告があったかどうか、それをちょっとお尋ねしたいんですけど。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

令和元年9月26日の取締役会において、山下水産との取引に関しまして、審議の上、承認されております。また、取引の状況の報告につきましては、全体的な取引状況の報告がされていましたが、詳細については報告はなされておられません。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） そしたら、令和元年の取締役会で利益相反の取引の承認があったと。報告はもうしたと。しかし、詳細な報告はなかったということですね。そういうことですね。だから、利益相反には当たらないということなんですね。分かりました。

ところが、私、土佐清水食品の関係者の方、これ、労働組合の役員の方々ですけれども、

2名の取締役の方が、利益相反の承認も報告もなかったと当時証言をしているというふう聞いています。信憑性の高い話じゃないかと思っけていますけれども、これは、今の市長答弁と矛盾するわけですが、どちらが正しいかと。なかったというんですから。2名の取締役の方がね。

分かりませんので、念のために、この取締役会の議事録を開示していただけないでしょうか。答弁を信用しないわけではありませんけれども、言葉だけでは、今言うように認識が違う取締役もおりますので、事実の確認はできません。取締役会の議事録は会社法でも、また、土佐清水食品の定款でも10年間の保存が義務づけられておりますので、承認や報告があれば記録として残っているはずですので、令和元年度以降の、これは土佐清水食品ができた年ですね。以降の取締役会議の議事録の開示をお願いしたいと思いますけれども、市長の御所見をお伺いします。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

議事録について土佐清水食品に確認を行ったところ、音声の議事録はあるものの、書面化されていない状況でございましたので、速やかに書面化するよう指示したところであります。また、議事録の公開につきましては、議事録は会社の経営方針なり重要方針を対外的に全面公開いたしますと営業に重大な影響がありますので、全文全開公開というのはいたしかねます。

また、その二人の役員の方はちゃんと聞いていたのかどうか知りませんが、忘れていたのではないのでしょうかね。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 驚きました。議事録はあるんだけど、音声ということです。それを書面化するように指示を出したと。それは早急にやっていただきたいです。

開示閲覧に関わる部分については、先ほども言いましたように、経営に関わる、その経営事項に関わる場所は、これは全面的には開示できませんよね。音声の議事録というのは、それ開示したら全部流れますから、所々黒塗りするわけにはいきませんので、ぜひ文書化をして、支障のあるところは黒塗りで結構ですので、ぜひ開示をしてください。

その取締役会の中でとにかく利益相反の承認があったということと、それから都度都度の報告、これもやられなければならないわけですから、それがあったかどうか、そういったこともきちっと文書化をしていただきたい。それは、経営に支障になるようなものじゃないと思いま

すので、ぜひその部分的な公開なんかもよろしくお願ひしたいと思ひます。

音声の議事録がちょっと意外だったので、お尋ねしたい。ちょっと構ひませんか。ちょっと聞かせてもらいたい。その音声録音の議事録というのは、書面化したら構わないかもしれませんが、そもそもそれだけだということと言えるのかどうかですよね。それから、その議事録の中に、それは令和元年というふうに言ひましたけれども、じゃあ令和2年、令和3年、令和4年、令和5年と、いうたら個々の取引の報告なんかも取締役会でやっているはずですので、それも音声の議事録の中に残っているのかどうか。それ、ちょっと分かる範囲で教へてもらえますか。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） 全部の議事録が音声で、全部どういふふうに入っているのかということ、私はまだ把握しておりませんが、ただ、もう今までみたいに音声で残しているだけじゃいかんということで、全部できるだけ早く速やかに書面に残せと、出せということで指示はいたしました。

ただ、その中で、また私も全部の取締役会の誰が何を喋ったとかいふようなことまで覚えているわけじゃないんで、また、議事録をできた時点で見ると、土佐清水食品にあなた方の商売の上での支障になるところは黒塗りですてくださいと、かまんところは出しちよつてくださといふような指示をいたしました。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 分かりました。ぜひ早急に文書化をして、公開できるところは公開をしてください。

さっきも言ひましたように、その利益相反取引の承認があつたのかどうか。それから、個々の取引の報告がきちんとされていたかどうかです。これがやっぱり大事になりますので、その部分を公開をしていただきたいといふふうに思ひます。

私もこの問題を取り上げるに当たって、会社法の本を2冊ほど読んだんですけども、ちょっと全体を理解したわけじゃありませんが、会社法というのは、商法から分離して2005年に出来上がった法律なんですけれども、流れとしまして、起業、起きる起業です。会社を立ち上げることができるように資金調達、これファイナンスといふようなんですけれども、これ、それまでは1,000万円以上ないと起業できなかったようなんですけれども、新会社法の下では、1円であっても起業ができるといふようなことが流れとして出てきているようです。

と同時に、もう一つは、企業統治に関わる、これ、ガバナンスと言うようではけれども、企業の自治に関わる問題です。粉飾決算とか、最近もありましたけれども、検査数値改ざんなどの不祥事が続くということで、この企業統治、ガバナンスに関わる部分は強化する方向で、今、この会社法が運用されているというふうに聞いています。この利益相反取引の制限も、言わばその一つですよね。もう本当に大本になる仕組みなんです。経済活動でのその企業のモラルとコンプライアンス、法令遵守が今、強く求められているようになっていきます。公的資金の入っている三セクでは、なおのことこのコンプライアンスが重視されなければなりません。

仮の話なんですけれども、もし音声の議事録を開示していただいて、その中に、過去の取締役会で利益相反取引の手続において、このコンプライアンス軽視の会社法に基づかないルール違反があったとすれば、例えばですよ。一部の役員だけで利益相反取引を承認したとか、一部の役員だけで。あるいは、承認されていても個別の取引ごとの詳細な報告がないとか、そんなルール違反があったとすれば、すればですよ。少なくとも社外取締役であった山下氏は利益相反取引の当事者になるわけですから、この山下新社長人事は当然再考されるべきだと思います。

また、相互の監視義務を負う当時の取締役役員についても、これは、程岡市長も含まれますよね。取締役役員、社外取締役、同じようでしたので。山下水産とこの土佐清水食品のルール違反を黙認してきたということになるわけですよ。もしそういったものが、どういいますか、その開示請求の中の開示されたもので、取締役会の中での利益相反の承認とか、それから報告ですね。そういったものがないということになると、不備があるということになると、ほかの取締役の皆さんの全員がその責任を問われることになるというふうに思うんですけれども。

この点については、市長、どのようにお考えになりますか。

もし、開示された中身できちっとした利益相反の承認がなされていないとか、あるいは、それぞれの個々の取引の報告がルールどおりにされていないというふうなことが分かったときに、やっぱり責任問題が生じると思うんですけれども、その点については、市長はどのようにお考えですか。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） 音声の議事録を起こしてみんと分からないところはあるんですが、議題であるとかを見た限りでは、あると。議題を見たところではあるということになっているので、ほんで、すぐ書面に起こせと指示をいたしたところです。

また、会社の取引云々、今まで過去にも何十年もやってきたと思うんですが、山下水産さんは。私はまだほんの令和元年ぐらいから役員になってきたぐらいのほやほやなんであれなんですが、その取締役会でなされていなかったというその役員の方々は、実際に業務に関わってい

ますんで、よく分かってるはずなんですけどね。利益相反になっているか、なっていないかとかいうことは。そういう思いであります。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 早くその音声の議事録を文書化して、確認をしていただきたいというふうに思います。しっかりと法令遵守と、そして、市民への積極的な情報公開ですね。この議事録の開示を強く要請しておきたいとします。

そしたら、次に、冷凍保管施設の役割について、農林水産課長にお尋ねします。

この数年前までメジカの漁獲量の減少が続きまして、メジカ漁師の皆さん、大変厳しい時期をくり抜けてきたわけですけれども、一昨年からメジカの漁獲量が増え、今年は大敷にも大量のメジカが入るほど豊漁になっているというふうに聞いています。そのために、メジカの値段が1キロ70円から60円まで下がり、40円台までになったこともあるというふうにも聞きました。

また、メジカの値段が下がっているその他の要因としまして、昨日も吉村議員のほうからお話がありましたけれども、土佐清水食品が管理をしています冷凍保管施設が満杯になっているという声も聞きました。冷凍保管施設は、市内で捕れたメジカを一定の値段で買い取って冷凍保存し、必要などきの安定供給のために建設された施設でありますけれども、今は冷凍保管施設がいっぱいで捕れたメジカを保管できず、安値で取引されているということでありました。そして、保管されている魚は市内で捕れたものだけでなく、県外から仕入れた魚が大量にストックされているとも聞いています。

農林水産課長にお尋ねします。もし、県外の魚が大量にストックされているために市内で捕れた魚が保管できずにいるとすれば、本来の冷凍保管施設の目的から外れていることになるのではないかと思いますけれども、本市の冷凍保管施設の現在の保管状況、数量、種類、産地といったようなところを教えていただきたいのと、そのことについての農林水産課長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

市内の冷凍保管施設は、下ノ加江漁協の施設、公称トン数が1,000トンです。浦尻と大岐に市の施設がありまして、浦尻は公称トン数が1,500トン、大岐は公称トン数が600トンで、それぞれの施設を土佐清水食品が管理・運営しています。

現在、今年の8月末時点のそれぞれの保管状況ですが、下ノ加江の施設には、概数でお答えさせていただきますが、約320トンが入っており、そのうち、市内産のメジカが200トンとカツオ10トン、市外分のメジカ110トンが保管されております。この施設には、隣接する急速冷凍施設で凍らせたメジカを均等にかつ完全に凍らすために、一時的に2日から3日冷やすことにしておりますので、このヤードに使用しますので、施設の規模に比べて保管できる量が限られてきます。

大岐の施設には約710トン入っており、その内訳は、市内産のメジカ90トン、サバ20トン、シイラ40トン、市外分のメジカ480トン、また、土佐清水食品の小夏などの加工用材料やメジカの餌、宗田節など80トンを保管しております。浦尻の施設には約1,500トンが入っており、その内訳は、市内産のメジカ400トン、市外分のメジカが1,100トン保管しております。現在の保管状況から見れば、市外分が多く保管されており、率直に残念に思っておるところです。

メジカの保管基地となる浦尻の施設は、この施設を計画した当時、市内で水揚げされるメジカが約5,000トンから5,500トンありまして、これをベースに施設の規模を決定したところでございます。当時は、この5,000トンのメジカを市内の節納屋と現在の土佐清水食品が分け合って購入したわけですが、現在、直近の3か年、令和3年、令和4年、令和5年の平均から見ると、年間の水揚げ量が2,300トンと半減しています。年間2,500トン消費する土佐清水食品は、市内では調達できませんので、仕方なく市外に頼らざるを得なかった結果が、このような現在の保管状況になっているのではないかと考えているところではあります。

土佐清水食品の経営計画、どれだけのメジカを確保しておく必要があるのかは分かりませんが、200人を数える従業員、この中には、地元の漁業従事者の家族や関係者の方がいらっしゃるか分かりませんが、この従業員の生活を守るためにも、相当量のメジカを確保していたのではないかと考えているところではあります。

いずれにしても、第三セクターである土佐清水食品は、市民の生活の安定と地域振興に寄与することが責務であると考えていますので、地元ファーストに思い、市内で取れるメジカをいつでも受入れできるような仕組みを、また、できれば、これは土佐清水食品の力だけでは成し得ませんが、冷凍保管施設には地元のメジカで埋まるよう願うところではあります。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。

今、お話、皆さんが保管施設がいっぱいだよって言うこと言われているので、実際はどんな

のかということをお尋ねしたかったんですけど、今の説明を聞いてよく分かりました。全体として3, 100トンぐらいのメジカを保管できる状況。3施設にあって、合わすと1, 600トンほどが市外産という状況のようですね。だから、半数以上は外から入ってきたメジカが保管されておるんだということでありました。

それで、繰り返しになりますけれども、その県外・市外で仕入れた原魚の大量ストックによって、市内産のメジカが保管できずにメジカの価格が下がっているということがあるとすれば、冷凍保管施設の目的から外れているということになるのではないかと思います。

課長も同じような認識をされておるような答弁がありましたけれども、不漁で市内産のメジカが確保できなかつたら、当然県外・市外のメジカを調達して、それを冷凍保管施設にストックして供給するということになります。これ、当たり前のことだと思いますけれども、やはり、今回のような豊漁時には極力市内産のメジカを優先して冷凍保管して、地元漁業者の、今、地元ファーストというふうに言われました。昨日は漁民ファーストみたいなお話もありましたけれども、この地元漁業者の利益を確保するよう、ぜひ土佐清水食品には対応してもらえればと思います。

そのためには、県外産原魚の市内でのストックを減らす対策ですよ。例えば、市外の冷凍保管施設に県外産の原魚を移動させるなどの対策が必要になるというふうに思いますけれども、これは、原魚の確保や備蓄に関わる土佐清水食品のそれこそ経営に関わることです。これは、会長である市長を通して改善をお願いしておきたいというふうにお願いします。

ところで、下ノ加江の漁協支所とか、それから船主組合の方にちょっとお尋ねしましたら、燃料代や餌代が値上がりをしているために、市場の値段が1キロ100円を超えないと、メジカ漁はなかなか採算が取れないということでした。採算が取れないということと、また、メジカの肉質の問題もあって、この8月までは船主組合の判断で、メジカ漁は休漁にしたということでありました。

市場の相場が採算ラインを下回れば、メジカ漁は成り立たないということになるわけですが、こんなときは、これまでは土佐清水食品がこのメジカの底値の下支えをしてきており、メジカ漁に関わる皆さんから高く評価をされています。私は、ここに公的資金が投入された三セクの土佐清水食品が地域に果たす大きな役割があるんだと思います。

引き続き、この市民福祉の向上という行政目的に沿った運営がなされるよう、市長、会長にお願いをしておきたいというふうに思います。

最後に、土佐清水食品の利益剰余金、内部留保に関わって、2点ほど市長にお尋ねします。

1つは配当金についてであります。私が議員になった頃、10年前ぐらいですけれども、土佐食から株主である市への配当があったように思います。記憶違いでなければ、500万円く



ら이었다ように思うんですけども、その後、原魚の値上がりなどで赤字経営が続き、配当はなくなりましたけれども、土佐清水食品の定款を見ますと、第38条に剰余金の配当というところがありまして、剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主帳簿に記載された株主、または登録株主、質権者に対して行うとあります。年度末に行うとあるんですよ。

9月会議で資料としていただいた令和5年度の土佐清水食品の決算では、先ほども触れましたけれども、約5,000万円の黒字、剰余金が出ています。定款に従って株主への配当を行うことになるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

配当に関わる内規とか申合せのようなものがあれば、それにも触れながら御説明いただきたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

定款第38条云々については、今、前田議員が言われたんで、そこはちょっと省かせてもらって、株式会社が剰余金を配当するかどうかは企業の判断によるため、必ず配当は行われるわけではないとの考えであり、単年度だけの判断ではなく、土佐清水食品の中長期的経営判断によるものと考えます。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） そうですよ。単年度の決算だけで判断するというものではないということですね。長中期的に見て判断するということです。

会計が黒字になって剰余金ができたとしても、そういった想定外の支出もあるというようなことで、蓄えておくことは必要だと思います。その点は了解します。

ところで、この土佐清水食品が中長期で蓄えてきた利益剰余金、いわゆる内部留保になるんですけども、令和5年度の決算書ではどんどん積み上がってきて5億8,460万円、約6億円となっています。これは、土佐食を立ち上げてから約30年間に蓄えられたものなんですけれども、中長期的な判断でずっと積み上げてきたのかもしれませんが、それは、上に厚く下に薄いと亡くなった岡崎宣男議員がよく言われていましたけれども、上に厚く下に薄いと言われて続けた土佐食、土佐清水食品の従業員の低賃金の上に積み上げられた内部留保だと言っても過言ではありません。本当に最低賃金に張り付いたような賃金で働いておりましたから。

10年ほど前に土佐清水食品に労働組合ができまして、今、賃上げも進んでいるようすけ

れども、まだ十分とは言えないというふうにも聞いています。安定した内部留保の積み上げが見込めるのであれば、それを従業員にもっと還元してもいいのではないかと思いますけれども、この内部留保を賃上げに活用することについての市長の御所見をお伺いします。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

先ほどの魚価の問題で、100円以下にはならないようにというようなことも重々指示はしております。もう漁民あつての食品であるということで、値段は下支えは絶対すると。ただ、いい具合に今100円以下にはなりませんので、うまい具合に回っていると思います。そして、従業員あつての土佐清水食品でございますから、従業員のことについては一番に考えれということも指示をいたしました。その上でお答えをさせていただきます。

労働者の賃金労働条件の改善は最も重要であると考えますが、会社の状況を伺いますと、老朽化した機械設備が多く、この機械設備の更新に多額の費用が見込まれる状況であるほか、本年度決算では黒字であるものの、昨年度、一昨年度は赤字であったことなどを踏まえ、中長期的な経営判断が必要であると考えます。

内部留保の活用については、企業の経営にも大きく関わることから、具体的な回答は差し控えさせていただきますと御理解を願います。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 土佐清水食品の果たす役割とか地元への還元とか、それから、土佐清水食品で働いている従業員の皆さんの労働条件の改善とか、そういったものが大事だというふうに言われましたので、大変私、心強く思いました。

ただ、賃金、賃上げとかそういう労働条件の改善は会長が言うたからできるというものじゃなくて、やっぱり労使交渉の中で労使自治の中でやっていくものでありますので、ぜひ大卒のところでは会長がこういうふうにとらたらどうかというようなアドバイスなんかもしていただいて、基本的には常勤の取締役と組合との間で対応していただいたらというふうに私も思っています。

平成5年に土佐食が発足してから30年を経たこの土佐清水食品が、地元の漁業や農業の振興と地域雇用、今は190名、約200名ですけれども、この地域雇用の創出などにおいて大いに貢献をしてきたということは、もう誰もが認めるころだと思います。全国的に経営破綻で撤退する三セクが多い中で、地域の優良企業として成長してきたこの土佐清水食品が、引き

続き成長・発展することを心から願うものですが、そのためにも、コンプライアンス、法令遵守が大事になってくるというふうに思います。市民の誰もが願うこの土佐清水食品の会社経営に期待をしまして、次の質問に移りたいんですが、もう時間がありませんので、もうここで、いつものことですが、残して終わらないかと思えます。

まちづくり対策課長、すみません。もう何度も打合せもし、答弁もしてきたんですけど、もう時間がありませんので。また。

これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（作田喜秋君） この際、暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

午前10時59分 休 憩

午前11時11分 再 開

○議長（作田喜秋君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

7番、山崎誠一君。

（7番 山崎誠一君発言席）

○7番（山崎誠一君） 新風会の山崎誠一でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

最近、めっきり秋めいてきております。夕方になれば少し涼しいような気がします。ということで、新米が取れる時期が来たなというふうに思っていて、先日、実は同僚議員のところへ行って新米をわけていただきまして、今かなり新米をおいしくいただいているということでございます。

ただ、昨今全国的に米が不足しているということで、かなり米価格の高騰が続いていて、私も先日ちょっと米を、そういう新米とは別に、どんなもんかということでちょっと聞きに行きました。そしたら、やはりお米が値上がりするということで、今度新米が入ってきたら、実は1割5分とか1.5倍とか、仮に今まで2,300円だったものが3,300円になるとか、そういうふうな米の値段で販売させていってほしいという話もちょっと聞きました。

これっていうのは、我々日本人が米を食べている国民でありますので、農業政策の失敗じゃないかなというふうに自分はそれなりに思っています。本当にお米がなければ、国にお米があるわけですので、ぜひ農林水産大臣はお米を市場に出していただければ、こんなお米がないとかそういう話にはならなかったということだと思っています。

自分ところは、普通は玄米で買って、それを白米にして食べているということでございますし、また、お米の価格というのは銘柄によってもかなり違います。私どもの庶民は、できるだけちまたに流通している米を食べているということで、これからも農業政策につきましては監

視をしていかないかなというふうに思っております。

そんなことで、お米を作るにはきれいな水、もしくは水が大変重要だというふうに思っています。田んぼに張る水、これは、春になれば皆さん一生懸命、川とかあちこち水源から引いて米を作る段取りをするわけですが、そういうことで、水は大変必要でございます。我々土佐清水市民も水道の恩恵をふだんから受けているということで、まず水道の話をちょっと聞いていきたいと思っております。

それは、水道水の衛生管理についてです。まずは、水道の種類について水道課長に聞いていくわけですが、個人の水道、それから部落の管理している水道、それから土佐清水市が管理している水道があると思います。市が管理している水道は場所はどれぐらいあるのか、どういう種類があるのか。先ほど言いましたように、個人とか部落とか、それは何人おれば個人であり部落であり、上水道というんでしょうか、市の水道なのかとかそういうこと、上水の条件とかそういうものを、水道課長にお聞きしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

水道課長。

（水道課長 山本 実君自席）

○水道課長（山本 実君） お答えします。

水道の種類としては、令和3年度から土佐清水市水道事業は1つの上水道として事業を行っています。それまでは1つの上水道、16の簡易水道で事業を行っていましたが、現在、1つの上水道に経営統合し、事業を行っています。

まず、水道の種別から説明させていただきますと、計画給水人口で決まっております、上水道は計画給水人口が5,001人以上であり、簡易水道は計画給水人口が101人以上5,000人以下であり、飲料水供給施設が計画給水人口が50人以上100人以下となっております。

市の管理している水道を配水区で申しますと、清水市街地、浦尻、三崎地区から成る旧上水道区域、立石、布、下ノ加江、久百々・大岐、以布利、窪津、足摺、松尾天神、大浜、中浜、上野、下川口、宗呂、貝ノ川、斧積、津呂権現・大谷の17配水区となります。部落が管理している水道は、先ほど説明した飲料水供給施設に当たると解釈して、市野瀬地区、横道地区、片粕地区の3か所であり、個人管理の水道につきましては、今申した地区以外で正確には把握しておりません。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 7番、山崎誠一君。

（7番 山崎誠一君発言席）

○7番（山崎誠一君） ありがとうございます。

次に、ちょっと先ほど言いましたように、水道水の衛生管理ということでちょっと質問を続けていきたいと思うんですが、そういう中で、先日、川で遊んだあと感染症が疑われるということで、発熱それから嘔吐、下痢、そういう症状が出たということが報道でもありました。その原因は細菌、それからウイルスではないかということで、河川の周辺や上流にはイノシシとかタヌキとかキツネ、鹿、それからネズミなどの野生動物がおるということで、それらの排せつ物が細菌感染云々の元ではないかということで、それが疑われるということで報道がありました。

それから、動植物のふん便による感染が水や食料品を介して、大規模な水道水による集団感染がアメリカ、イギリス、それからオーストラリアで報告されてるというふうな報道です。

それから、川の水で集団感染ということで、先ほど言いましたように、本市の飲料水は大丈夫なのかということで、そういう思いで、飲料水として何を殺菌し、どれだけの内容、それから検査項目、期間、周期などを行っているのか。そういうことを水道水の水質検査ということで、安全確保について水道課長にどういうふうにしているのか、そういうことをちょっと水道課長にお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（作田喜秋君） 水道課長。

（水道課長 山本 実君自席）

○水道課長（山本 実君） お答えします。

市が供給している水道水は20か所の水源地から取水していますが、伏流水を取水井戸から取水した水は塩素消毒を行い、表流水を取水した水はろ過及び塩素消毒を行い、滅菌した状態で水を供給しております。また、市の供給する水道水は水道法で定められた水質基準に適合していなければならない、毎月の水質検査が義務づけられていますので、毎月水質検査を行い、水質基準に適合しているか確認しています。

なお、検査項目は水質基準の基本的性状を示す9項目（一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、TOC（有機物量）、ペーハー、味、臭気、色度、濁度）これらを基本とし、クリプトスポリジウムに対しても、定期的に原水のクリプトスポリジウム指標菌検査を行っており、その他、過去の検査結果や水源の状況等を勘案して、その他の項目につきましても、水質基準値内か確認を行っております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 7番、山崎誠一君。

（7番 山崎誠一君発言席）

○7番（山崎誠一君） 分かりました。毎月の検査、そして内容ですね。それから殺菌・消毒

をしているということで、水道水として安全であることが分かりましたので、安心しました。ありがとうございました。

ということで、次の質問に移ります。

先日、日向灘のほうで8月8日に地震がありました。マグニチュード7.1、最大規模の震度は6弱でした。水道管の破裂、それから損傷、水漏れが起こったのではないかとちょっと心配しました。ということで、水道管など、供給施設の損傷があったのではないか。また、あればその復旧状況はどうだったのか。水道課長にお聞きします。

○議長（作田喜秋君） 水道課長。

（水道課長 山本 実君自席）

○水道課長（山本 実君） お答えします。

8月8日の地震では、本市は比較的揺れは弱く、水道施設の被害はありませんでした。以上です。

○議長（作田喜秋君） 7番、山崎誠一君。

（7番 山崎誠一君発言席）

○7番（山崎誠一君） ありがとうございました。幸いにも、清水のほうは確かに揺れは小さかったです。そういうことで、避難指示の連絡もありましたけれども、今、揺れが小さかったということでよかったかなと今は思っています。

そういった状況の中で、市内の水道施設について、年間の修繕費用や点検の段取り、それから計画、全体的な水道管の状況、新しい敷設工法など、老朽化した水道管や施設の整備とか保守について、どうなっているのか、水道課長にお聞きします。

○議長（作田喜秋君） 水道課長。

（水道課長 山本 実君自席）

○水道課長（山本 実君） お答えします。

修繕費用は、漏水修繕や施設の維持修繕に対して令和5年度は1,942万9,000円余りを支出し、令和6年度は予算額で2,165万円を計上しています。施設の点検につきましては、施設点検業務を水道業者に委託し巡回するとともに、遠隔監視システムでも日々監視しております。老朽した水道施設につきましては、令和4年度に水道施設の耐震化計画を策定しておりますので、計画的に水道施設の更新を行っており、水道配水管の基幹管路の令和5年度末の耐震化率が24.6%となっております。現在、更新している構造物や配管は耐震性を有したものを整備しております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 7番、山崎誠一君。

(7番 山崎誠一君発言席)

○7番(山崎誠一君) ありがとうございます。

今の答弁をいただきまして、水道管のこの基幹管路というんですか、ちょっと難しい名前がついているようですが、ちょっと調べてというか、先日末、課長のほうからもらいました説明書の中にも基幹管路というのは出てきていました。簡単にいえば、我々ミリメートルはちょっと分かりませんが、太い水道管やと。そういう認識でおります。その耐震化が24.6%ということで、なかなかあとまだ75%もあるわけですけれども、24%もいっちょったのかなということで思っています。計画的に行っているようでございます。耐震化率の向上に向けて、ぜひこれからもよろしくお願ひしたいということで、お願ひしておきます。

また、配管が耐震性があるものをこれからも埋設するんやないかと、していくということで、もう変えているということで、これもますます整備が整うようよろしくお願ひして、次の質問に行きたいと思います。

次は、渇水期、よくあるわけですけど、私、渇水期がすぐ8月とかって思っていましたけど、実は8月は結構雨が降るらしくて、別に渇水にならんよということだったらしいです。ちょっと認識不足で、本当に申し訳なかったです。雨が降らないときに渇水期が来るということで、皆さん、渇水期は雨が降らんときやということで、渇水期の水道水の確保について後からちょっと聞かないかんですが、その対応、後から出てきますけど、渇水期の水道水の対応について、水道課長にお伺いをします。

○議長(作田喜秋君) 水道課長。

(水道課長 山本 実君自席)

○水道課長(山本 実君) お答えします。

例年、11月から2月頃までの冬時期は比較的降水量が少なく、河川の水が減少し、水源地の水量も減少します。今年の1月頃には特に雨が降らず、水源地の水量がかなり減少したため、市民の皆さんに節水の御協力依頼を放送でお願ひしたところではあります。

以上です。

○議長(作田喜秋君) 7番、山崎誠一君。

(7番 山崎誠一君発言席)

○7番(山崎誠一君) ありがとうございます。とにかく11月、2月、雨が降らん時期が渇水になるよということで、皆さんも水の節水については努めてくださいよということで、放送も聞いたことがあると思います。ぜひ、だんだん人口も減って水を使う人が少なくなっていますけれども、水が足らんらんように、そういうときには皆さん協力していただけんろうかなというふうに思います。要らんことやったかと思いますが、次の質問に行きます。ありがと

うございました。

後ほど、大規模災害についてちょっと聞いていかないかと思っています。大規模災害へ備える計画について質問をしていきたいと思いますが、災害が発生したときに、水道水の確保はどこでどれだけの水を確保しているのか。市民にどれくらいの水を基本的に供給できる見込みなのか、水道課長にお伺いをいたします。

○議長（作田喜秋君） 水道課長。

（水道課長 山本 実君自席）

○水道課長（山本 実君） お答えします。

大規模な地震が起こった場合の給水車への給水は、耐震性能を有した配水池本体、もしくは、配水池から近い消火栓等から行う想定ですが、耐震機能を有する配水池が、加久見、三崎、久百々、窪津、津呂、斧積、清水ヶ丘、旭ヶ丘の8か所あります。実際の被害状況によりますが、浄水施設耐震化浄水能力は7,919立方メートルであり、避難所への避難想定5,592人の1人1日必要量3リットルで算出した16.8立方メートルは確保できる見込みです。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 7番、山崎誠一君。

（7番 山崎誠一君発言席）

○7番（山崎誠一君） ありがとうございます。

ちょっと課長とすり合わせをしようとしたときに、お聞きしておりました。5,592人が逃げるよと。これは、市の人口が大体1万2,000人をちょっと切っていると思います。これを5,592人で割ると、逆に割ると約46.6%、この方が避難所へ行くということで、これは、いわゆる土佐清水市の地域防災計画にあるようです。

これは、想定がだんだんひよっとしたら人口が減ってくるので、5,592人が減ってくるかも分かりませんし、私が住んでいる以布利・大岐地区なんかもひよっとだんだんだんだん減ってきて、当初の避難所へ逃げていく人間が少なくなるかも分かりません。ただ、今の土佐清水市の地域防災計画では、1万2,000人に対して5,592人かなということで、約46%ぐらいの方々が避難所に逃げると。そういうことで、1人1日当たり3リットルだということだそうです。

ということで、浄水能力というのは、つくる水のことだと私は思っていました。ですので、この8,000トン弱の水があれば、もし水道の施設が十分に機能すれば、避難所に逃げても水は十分に1人1日当たり3リットルの水は供給できるということで、安心をしております。

ただ、災害ですので、ひよっとしたら水道管が機能しなくなって、水が供給不足になるかも分かりません。そのときは、その間に後から出てくる地域、災害前の計画、事前計画みたいな



ものをつくって、十分に市民の水不足に対応するように一生懸命努めていただけんろうかいうことで、よろしくお願ひしたいということで、次に、大規模災害の事前復興計画について聞いていきたいと思ひます。

これは、大規模災害事前復興計画については、私のほうは、水道課とまちづくり対策課のほうに順次聞いていきたいというふうに思ひています。

まずは水道課長に、水道事業継続計画の策定状況について、その現状や最終的にいつ確定するかなどについてお聞きをしたいと思ひます。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

水道課長。

（水道課長 山本 実君自席）

○水道課長（山本 実君） お答えします。

水道事業継続計画（BCP）は、大規模災害など緊急時において断水が発生した際、応急対応による継続的な給水や早期の給水再開のため、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを示した計画であり、具体的な例を挙げますと、水道施設や管路の地震等による被害予測を行い事前対策を検討したり、災害発生時に素早い対応ができるよう、避難所等の給水拠点への応急給水計画を決めておくことなどです。

水道事業継続計画（BCP）策定業務は昨年度の令和6年3月22日に契約を締結し、令和6年度に繰越しを行い、令和6年10月2日の業務完了予定となっておりますので、12月会議の産業厚生常任委員会で概要を御報告できればと存じております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 7番、山崎誠一君。

（7番 山崎誠一君発言席）

○7番（山崎誠一君） ありがとうございます。

ぜひ、間もなくできるようでございます。ぜひぜひ市民の目につくところに提示していただいて、計画こんなになっているよということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

大規模災害発生前に計画をつくるというのは、本当に大事なことやと思ひています。被害後の混乱、よく出てくるんですが、災害後の混乱は、本当に東日本大震災でもあったということをお聞きしております。混乱がありますと、全てのことがその混乱の收拾をしながらやっついていかないかんということで、本当に大変やと思ひます。被害後の混乱を免れる、回避できるというふうに思ひますので、ぜひこれからもそういう計画をばっちりつくっていただいて、役立てていただくようによろしくお願ひして、安心・安全に暮らせる水道水でありますようお願ひして、次の質問に行きたいと思ひます。

次は、同じくまちづくり対策課のほうに、大規模災害発生に備えての事前復興まちづくり計画策定というんですか、本年度から3か年で計画をつくるということになっていてよろしいでしょうか。現状の事業進捗状況などについて、まちづくり対策課長にお聞きをいたします。

○議長（作田喜秋君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

まず、事前復興まちづくり計画について、御説明いたします。

大規模災害が発生すると、市では復興まちづくり計画を策定し、それに基づいて、国・県の補助を受けながら復興事業を実施することになります。しかし、東日本大震災では、被災後の混乱の中、復興まちづくり計画を策定するため、多大な時間と労力を費やしたと聞いております。

事前復興まちづくり計画策定業務では、災害が発生する前に復興まちづくりについて検討することで、大規模災害から1日でも早い、よりよい復興を果たすことを目的とするものです。検討する内容は、現状整理・課題分析から始まり、甚大に被害を受けた町や集落をどのように復旧するのか、速やかに復旧するために現在の場所に復旧するのか、それとも、今後、津波の心配がないように高台に移転するのかといった復興パターンの検討まで行います。

進捗状況は、5月24日から公募型プロポーザル方式により業者選定を行い、最終候補者となった株式会社建設技術研究所と8月1日付で委託契約を締結いたしました。契約期間は令和6年8月1日から令和8年2月28日までとなっております。現在、1回目の打合せを行い、現状整理と課題分析のための資料整理を行っているところです。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 7番、山崎誠一君。

（7番 山崎誠一君発言席）

○7番（山崎誠一君） ありがとうございました。よろしく申し上げます。

3か年の計画ですので、始まったばかりですね。事業計画の財政的なこともちょっと見ました。国も県もできるだけこういうことを進めているようでございます。それに対して、市のほうも3分の1ぐらいの財源で、国と県と市が一緒になってつくっているということだと思っております。理解しております。ありがとうございました。

そして、大規模災害それから南海トラフ地震ということを言うと、自分的には本当に素人だなと思うのは、危機管理課の所管だというふうにはずっと思っていました。先日、まちづくり課長のほうへちょっと行きましたらそういうことで、予算書の中にもそういう形で載っているのをちょっとうっかりしてまして、危機管理課かなというふうには思っていました。

ということで、今回、その事前復興計画の策定業務ということでございますので、危機管理課との所管の違いについて、少しまちづくり対策課長に教えてもらうというたらおかしいですけど、その辺をちょっとよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（作田喜秋君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

危機管理課は災害に対する応急対応を所管しており、その後の復旧・復興事業におきましては、主にまちづくり対策課が所管することになります。このため、事前復興まちづくり計画の所管課はまちづくり対策課となっております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 7番、山崎誠一君。

（7番 山崎誠一君発言席）

○7番（山崎誠一君） ありがとうございます。私も南海トラフ地震に関係することをいろいろと質問をさせていただきました。今まで、まちづくり対策課のほうもそういう形で事前復興計画をつくっている、やるよということで、ぜひぜひいいものができたらいいなと思ひます。

私なりに思っただのは、つまり、その防災というかそのもの、防災は起こる前の前のこと、それから、いわゆるその後の町の復興・復旧については後のこと、これがまちづくり対策課の仕事かなということで、危機管理課との所管の違いは、防災と災害の応急対応では防災訓練とかの実施やとか災害時の避難所、それから食事、炊き出し、物資の提供、仮設住宅、障害物の撤去などは、いわゆる業務の統括として危機管理課が行うよと。後のことについてはまちづくり対策課がやるよと。そういう理解で課長、よろしいでしょうか。

○議長（作田喜秋君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

危機管理課の所管は、防災と災害時の応急対応、まちづくり対策課は、その後の復旧工事や復興事業を所管するという理解で結構でございます。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 7番、山崎誠一君。

（7番 山崎誠一君発言席）

○7番（山崎誠一君） ありがとうございます。よろしくお願ひします。

安心・安全に暮らせる土佐清水市になるように、国と県と市が一体となって復旧・復興計画をつくっていただきますよう、よろしくお願ひしておきます。ありがとうございます。

次の質問に行きます。

次の質問は、土佐清水市ができて、あれは昭和29年やったかな、8月やったかな、1日やったかなと思いますけど、できてかれこれ70周年になるということです。先日、ちょっとたまたま統計資料なんかもちよっと読みたかったので見よったら、その中に土佐清水市の生い立ちみたいなことが何百年もいうたらおかしいですけど、江戸時代からずっと延々続いてきたことをちよっと書いてあったものがありました。

その中で昭和29年の8月1日にまでたどり着いて、そこから土佐清水市が始まっているよと。その1年前には合併推進みたいなんではいしょうか、いわゆる自治体のほうのことを旧下ノ加江町とか清水町とか下川口町とかそういうものが合併する法律ができて、翌年の8月1日に土佐清水市ができたということも載っておりました。本当に大変これは良い資料だなというふうに思って、私なりに感心してましたということで、先ほど言いましたように、土佐清水市ができて市制70周年事業ということで、3月議会から始まって予算を組んで、一生懸命皆さんの知恵を出してもらってやっているといます。

ということで、この市制70周年記念事業は、市民にアイデアを募集してという言葉が載っております。ということで、今回の市制70周年記念事業のジョン万まつりとの合同開催、それから事業の目的、概要、また、事業の進捗状況やその後のアイデアなどについて、企画財政課長にお聞きします。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） 6月会議で新谷議員から1点質問がありまして、そのときに答弁させていただきました。

今回、市制施行70周年記念事業をするに当たりまして、市民とそれから市職員からアイデアを募集しまして、幾つか実施する事業を4月以降実施しておりまして、おおむね順調に進んでおります。その中で、特に7月末に生涯学習課所管で実施した市内の建築物を回るツアーにおきましては、募集人員を上回る応募があって、非常に好評であったというふうにお聞きをしております。

また、今、クラフトビールを造る事業も順調に進んでおりまして、10月に実施する記念式典で皆さんに披露できる運びとなっております。また、式典におきまして土佐清水市の70年を振り返る映像を今つくっておりますので、その式典でまた披露したいと思っておりますし、同時に写真展についても式典の中でまた市民文化会館のほうでもやる予定をしておりますし、三市民センターでもその後開催する予定としておりますので、おおむね順調に進んでおります。

式典につきましては、本会議初日に市長から提案理由の中で説明がありました。記念式典については、10年前の60周年のときと同様にジョン万祭りと同時開催することとしておりまして、10月26日に市民文化会館で実施することとしております。式典には、来賓者といたしまして、高知県関係の国会議員や沖縄県の豊見城市長、また、アメリカのホットフィールド・万次郎友好協会会長のルーニー氏、それと、ジョン万次郎の子孫で中濱家直系5代目の中濱京氏などをお招きする予定で準備を進めております。

また、市議会議員の皆様にも御案内させていただいておりますので、ぜひ御出席のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

そのほかにも、同日に中央町におきまして記念イベントを開催することとしており、鮮魚あるいは地元総菜などの販売のほか、ステージイベントとして清水中高音楽部による演奏、また、沖縄県の民謡歌手による歌の披露、それから、チームいなんによるよさこい踊りのほか、ジョン万祭りの一環として行うハロウィン仮装パレードなど、盛りだくさんの内容でイベントのほうも実施することとしております。

さらに、市制施行70周年及び市民文化会館開館40周年を記念いたしまして、12月15日には同じく市民文化会館におきまして、NHKのど自慢のほうも開催されることとなっております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 7番、山崎誠一君。

（7番 山崎誠一君発言席）

○7番（山崎誠一君） ありがとうございます。課長がいろいろ言うていただいたので、私のほうも少し、後からこども未来課とか生涯学習課の話をちょっとしようかと思っておりましたけど、時間もまだ結構あるんで、それについてはもう省きまして、こども未来課、それから生涯学習課2つ、それから観光商工課なんかも、先ほど言いましたクラフトビールなんかのことも予定しているようでございます。

最後の聞きましたのど自慢については、NHKのど自慢大会 in 清水でしょうかね。その辺がすごく魅力的な70周年事業じゃないかなというふうに思っています。少し整理して、その辺をちょっと発表したいなと思っておりました。ですけれども、課長が言ったので、もう省きます。

最後に、クラフトビールの関係、観光商工課のほうが所管をしているようですが、その後に出てきます、市長のほうからも9月議会で発表がありましたいわゆるプレミアムポイント70周年記念キャンペーン及びめじか特設ホームページ作成業務委託事業、これについて観光商工課長に少しお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（作田喜秋君） 観光商工課長。

（観光商工課長 酒井 満君自席）

○観光商工課長（酒井 満君） お答えします。

今年度、高知県が創設をしました高知県地域通貨普及促進事業費補助金を活用しまして、地域電子通貨「めじか」のさらなる普及促進と地域経済の活性化を目的に、このたび、9月会議におきまして「めじか」に係るプレミアムポイント70周年記念キャンペーンと特設ホームページ制作業務を補正予算として提案をさせていただいております。

まず、プレミアムポイント70周年記念キャンペーンの内容につきましては、チャージ額に対する付与をしますプレミアムポイントを現行5%から7%に引き上げ、期間については、本年11月1日から令和7年1月9日までの70日間限定で実施をする予定でございます。市制施行70周年を記念したキャンペーンを通して、広く市民に恩恵のある形で実施をし、市内経済の活性化につなげたいというふうに考えております。

次に、もう1点の事業ですけれども、「めじか」の特設ホームページ制作業務につきましては、現在、「めじか」に関する情報は市ホームページの深い階層にありまして、閲覧の利便性や情報の提供力、発信力が弱いといった課題がございました。本業務においてこの課題を解決するために、「めじか」の利用者、加盟店、観光客など、各ターゲットに向けた専用ページというものを作成するものです。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 7番、山崎誠一君。

（7番 山崎誠一君発言席）

○7番（山崎誠一君） ありがとうございます。詳しく説明していただきましてありがとうございます。

先日、程岡市長が議会での予算提案、それをどこかで誰かが見ているようで、私も呼び止められまして、ちょっと言われました。本当に確かにいいなというふうなことも聞いております。これも、事業につきましては肅々と進めていただければいいというふうに思っています。よろしくをお願いします。

9月会議の補正予算の市長提案、プレミアムポイント付与事業は、先日市長も言うてました。物価高騰による家計負担への経済的な支援、これ、本当にそうやと思います。記念事業としてのこと、それから70周年、7%、70日ということで、本当に7にこだわったようでございます。このことについては、市長ともいろいろと昔7について話したことがあるんですが、いいなというふうに本当に思っています。

何がいいかというても、最近ちまたでは本当に皆さんポイント集めがはやっています、先

日もこの話をちょっと盛り上がって、皆さんいろんなポイントから何とかポイントとかいうのを使って、家計の足しにしているよということが本当に分かりました。身内のほうからもポイントはいいということも聞きましたので、ぜひぜひこの事業、実りあるもの、盛大になるもの、そして、市民のためになるものということですね、777ということでこだわっていただいたということで、よろしくお願ひしたいということで元に戻りますが、肅々と進めていただけるとお思います。よろしくお願ひします。

最後になりますが、そこで、市長に市制施行70周年記念事業についての意気込みをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えをいたします。

その前に、777を非常に宣伝していただきまして、ありがとうございます。

ポイント云々については、私もあまり得意じゃありませんので、多分、僕より年上の方は皆あんまり得意じゃないのかなと思いますけど、恩恵がありますので、ぜひお互いにポイントは使うようにしましょう。

市制施行70周年記念事業につきましては、6月会議において、新谷議員への答弁のとおり、また、今会議初日の提案理由説明でも触れたところでございますが、記念事業の企画段階において、市民の皆様のアイディアをいただきながら事業を選定し、7月28日に実施した「しみずの建築魅力再発見ツアー」を皮切りに、来月10月26日には記念式典を第9回ジョン万祭りと同開催し、また、70年の歴史を振り返る映像制作と市内4か所での写真展の開催やクラフトビールの製造など様々な事業を展開し、順調に進んでいるところでございます。

また、地域電子通貨「めじか」のプレミアムポイント7%への引上げは、期間限定ではございますが県補助金を活用できる見通しとなりましたので、70周年を記念したキャンペーンを、このたび補正予算で提案させていただきました。ぜひ御承認をいただきまして、市民の皆様にはいつも以上に御利用いただき、市内経済を盛り上げていきたいと考えています。

さて、記念事業への意気込みということですが、6月会議の答弁と重なりますが、まずはこの節目の年を機に、本市の礎を築いてこられた先人の方々に感謝し、多くの市民の皆様とともに心をつなげて祝い、そして、将来へ向かって夢と希望にあふれ、さらに飛躍することへの願ひを込めて記念事業に取り組んでいます。

この記念事業を通して、本市の豊かで美しい自然や歴史、文化を将来へ引き継ぎ、総合振興計画の将来像として掲げる「みんなでつくる愛と自然に満ちた活力あるまち」を実現できるよう、市政発展を推進してまいります。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 7番、山崎誠一君。

（7番 山崎誠一君発言席）

○7番（山崎誠一君） ありがとうございます。本当に市長の意気込み、せっかく新谷議員のときに答弁いただいているのにまたまた聞きまして、本当に申し訳ないです。

ただ、先ほど言いましたように、私も聞いたのは、いわゆるNHKのど自慢、これが今度あるということで、これはもう本当に良いアイデアだったなというふうに思っています。意義があるものだというふうに思いました。

そういうことで、ちょっと時間長くなりますけど、時間ありますんで、実はちょっと調べてみましたら、実はこのNHKのど自慢、市制70周年ということなんですが、実は2004年にNHKのど自慢大会が土佐清水市のこの市民体育館であったようです。これは、そのときに公開録画になっているんですが、そのときに旧姓恒石正彰さん、これ、今、三山ひろしさんというんですが、皆さん御存じだと思いますが、その方がチャンピオンになっているということで、私の知り合いの漁業者で貝ノ川の組合長やった津田元旦さんという人も、そこで踊りを踊ったという記憶もあります。そういうことで、市民体育館ができたという歴史からそんなことも含めて、本当に国民体育大会もその秋にはあったということで、長い歴史があって今の70周年になっているなということで、本当に市制施行70周年記念事業ということで、NHKのど自慢を誘致したこと、本当によかったなというふうに思っています。

そこで、通告にはないんですが、市長に、このNHKのど自慢大会 in 土佐清水、これにぜひ三山ひろしさんをゲストに招いていただけんろうかと思えますけど、その辺、所見をよろしくお願いします。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

三山ひろしさんをNHKのど自慢大会に呼んでいただきたいと。私もそう思います。ただ、これはNHKが選出する問題でございますので、なかなか難しいことだとは思いますが、前々からそのことは重々NHKのほうにはお願いはいたしておるところでございますので、御期待に沿うかどうかは分かりませんが、その方向になるように最大限努力をしたいと思います。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 7番、山崎誠一君。

（7番 山崎誠一君発言席）

○7番（山崎誠一君） 以上で終わります。ありがとうございます。よろしく申し上げます。



○議長（作田喜秋君） この際、午食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（作田喜秋君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

1番、坂下文宏君。

（1番 坂下文宏君発言席）

○1番（坂下文宏君） こんにちは。日本共産党の坂下文宏です。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、通告に従いまして、1つ目の介護保険制度について質問をいたします。

県内訪問介護事業所の閉鎖相次ぐという高知新聞の記事につきまして、市長にお伺いいたします。

少し読ませていただきます。

県内の郡部で、高齢者らの在宅生活を支える訪問介護事業所の閉鎖が相次いでいる。ホームヘルパーが高齢化と人手不足が原因で、2023年までの5年間に10市町村で計24か所が減り、2024年も複数が閉鎖する見通し。さらに、今春の介護報酬のマイナス改定により、ただでさえ効率化の難しい郡部の経営環境は悪化している。業界では、介護の需要と供給のバランスが崩れ、保険料を支払っても必要な介護を受けられない介護難民が増えるという懸念する声が高まっている。これは、8月26日から31日までヘルパー消滅、高知の介護危機と題して高知新聞が連載したものであります。

皆さん読まれたと思いますが、このような記事に対する市長の御意見をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

訪問介護の介護報酬が引き下げられて以降、事業所からの要望、議会での質問、意見書の可決などがあり、私も関心を持って高知新聞を読みました。

記事では、訪問介護事業所が置かれた厳しい職場環境や人材不足、経営実態がありのまま掲載されるとともに、訪問介護の必要性など、本市の事業所経営者の写真と記事も併せて掲載され、改めて訪問介護事業所の厳しい実態を知ることができました。

○議長（作田喜秋君） 1番、坂下文宏君。

(1番 坂下文宏君発言席)

○1番(坂下文宏君) ありがとうございます。保険料を支払っても必要な介護サービスが受けられなくなり、いつまで住み慣れた地域で生活したいという利用者の思いに応えられなくなると、こういう状況が様々記事として載せられていました。市が取り組んでいる地域ケアシステムが成り立たなくなると、そういう状況がもう近づいているのではないかなというふうに思う次第であります。

市内で事務所を経営し、自らもヘルパーとして働く吉名絵美さんの一言が心に私は刺さります。「怒りを乗り越えて悲しい。国も行政も「在宅重視」と言うけど、田舎の訪問介護はもう限界に近い」と。こういうふうに述べられて、毎日訪問介護に精を出しておられる方でありませう。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

訪問介護事業所への支援策検討に係る実態調査についてであります。健康推進課長にお伺いいたします。

この高知新聞の記事にもありますように、今春の介護報酬のマイナス改定により、ただでさえ効率化の難しい郡部の各事業所は減収を余儀なくされ、経営が厳しい事業所の閉鎖が加速すると言われております。各事業所へ7月12日付で実態調査票を送付しておりますが、市内の各事業所への支援策に関わる実態調査の具体的な内容についてお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長(作田喜秋君) 健康推進課長。

(健康推進課長 竹池 亮君自席)

○健康推進課長(竹池 亮君) お答えいたします。

実態調査の内容でございますが、今年3月及び6月会議の吉村議員、谷口議員、坂下議員の一般質問に対する答弁の中で、支援策を検討する上で、まずは実態把握をする必要がある旨、答弁をいたしました。それを受けまして、7月12日付で各事業所に対しまして調査票を送付いたしました。

具体的な調査の内容といたしましては、1つ目が事業所におけますサービス提供対象者の全数、②としまして、事業所から20分以上移動時間を要する対象者数、③としまして、新しい介護報酬によります収入及び旧介護報酬で算定した場合の収入、4つ目といたしまして、新しい処遇改善加算等各種加算によります収入及び旧処遇改善加算等各種加算による収入、5つ目としまして、新たな介護報酬等におけます事業所全体の支出及び旧介護報酬等によります支出について調査を実施いたしました。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 1番、坂下文宏君。

（1番 坂下文宏君発言席）

○1番（坂下文宏君） どうもありがとうございます。

幾つか情報収集をする項目がありましたけれども、今の説明の中で気にはなつたのは、非効率といわれる中山間地域（20分以上の移動時間）について調べておりますね。この中山間地域（事業者から20分以上の移動時間）ということですが、これは、中山間地域介護サービス確保対策事業、この中で県の取組なんですけれども、県は20分以上について補助対象にしております。利用者宅までの利用時間が20分以上になれば赤字になると、そういうことから、この補助対象にしたという経過があります。

ところが、市は、移動時間が事業所から30分以上かかる利用者についてだけ補助対象にしております。移動時間が20分から30分の間の利用者は、市としては補助対象にはしてないと。こういう話であります。それだけ市は支出を減らしていると、抑えているということになると思いますが、その分、事業者への負担は当然増えることになるわけですね。ぜひこの辺、来年からは是正を求めたいというふうに思います。

それでは、基本報酬引下げに関わつての実態調査の集計結果をお伺いいたします。よろしくをお願いします。

○議長（作田喜秋君） 健康推進課長。

（健康推進課長 竹池 亮君自席）

○健康推進課長（竹池 亮君） お答えいたします。

先ほど申しあげました調査の集計結果について、お答えをいたします。

実態調査につきましては、市内の4事業所、本市の住民にサービスを提供しております市外の2事業所の合わせて6事業所から回答をいただきました。4月及び5月の給付実績に基づきまして年間の給付実績を推計し、新たな介護報酬下でどの程度減収となるのか分析を行いました。

その結果といたしまして、介護報酬の単位数の減少率であります2%から3%がそのまま収入に反映した結果となっております。個々の事業所の収支については、調査結果について個別には公表しないということで、事業所の方々に御協力を得ておりますので、先ほど申しあげました収入がやはり減少の2%から3%、そのまま事業者の収入が減っているということでの分析結果となっております。

なお、サービス提供者数については、7月1日現在で合計89名おりまして、そのうち、先ほど議員もおっしゃった事業所から20分以上移動時間を要する対象者数につきましては、19名対象者がおられたという結果になっております。

調査項目に入れておりました処遇改善加算等につきましては、新たな適用が6月からとなりますので、今回の調査分析対象から外しております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 1番、坂下文宏君。

（1番 坂下文宏君発言席）

○1番（坂下文宏君） 詳しい報告、ありがとうございました。

要するに、20分以上の利用者、19名おるということですね。そういう人たちに対してはなかなか支援が行き届かないという部分、来年度については、ぜひこの辺りの是正をお願いしたいというふうに思います。

今、言われたように、基本報酬引下げに関わっての実態調査では4月にマスコミ報道でもありましたけど、マイナス改定の平均、マイナス2.幾らという形でしたけど、実際には市の場合はマイナス2.33、大体同じような数字として引下げが行われているというふうに感じます。金額にしては、1事業所1万5,000円ほど少なくなっていると。年間にしたら、20万円ほど収入が入ってこないという状況になっているということです。4事業、市外2事業と言いましたけど、市内の中では3事業というふうに踏めば、約60万円近くが支援の金額として必要だろうというふうに判断されます。

それでは、3番目の質問に移らせてもらいます。

中山間地域介護サービス確保対策事業についてであります。

健康推進課長にお伺いいたします。中山間地域介護サービス確保対策事業は県が平成23年度から始めた事業で、訪問介護事業所などの経営の安定化を図ることが目的であります。財源は県が半分、市が半分負担をし、各事業所へ補助しています。令和3年度から令和6年度までの市の予算と決算の額をお伺いします。お願いします。

○議長（作田喜秋君） 健康推進課長。

（健康推進課長 竹池 亮君自席）

○健康推進課長（竹池 亮君） お答えいたします。

中山間地域介護サービス確保対策事業につきまして、まず、令和3年度の予算額につきましては209万1,000円、決算額も同額の209万1,000円となっております。令和4年度予算額が243万8,000円、決算額が122万1,000円。令和5年度の予算額が284万円、決算額が148万5,000円。令和6年度は予算額が400万円となっております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 1番、坂下文宏君。

(1番 坂下文宏君発言席)

○1番(坂下文宏君) ありがとうございます。

今の報告を聞きますと、令和3年度はいいんですけれども、きっちり予算に対して決算が使われようと。けれども令和4年度と令和5年度ですが、令和4年度の場合は予算244万円に対し決算122万円、半分しか使われていないと。支出されていないと。それから令和5年度についても、予算が284万円で決算が148万円です。約半分ですよ。だから、予算に対して半分の決算、要するに支出がないということですが、この辺り、その理由についてお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長(作田喜秋君) 健康推進課長。

(健康推進課長 竹池 亮君自席)

○健康推進課長(竹池 亮君) お答えいたします。

令和4年度は、前年度実績を踏まえまして、新規事業所の参入も見込んで予算編成を行いましたが、新型コロナウイルス感染症によります事業所の受入れ休止の長期化に加えまして、介護サービス事業所の廃止もありまして、決算額が予算額の半分程度にとどまった経過がございます。

令和5年度につきましては、補助対象事業に居宅介護支援事業が追加されたことを受けまして、令和4年度中に、居宅介護支援事業所に対しまして中山間地域での利用者の有無を確認した後、予算に反映しておりました。また、令和5年度は、これまで市外の事業者につきましてはサービスの一部しか対象としていなかったものを、市外の事業者も全てのサービスを対象としたため、居宅介護支援と併せて新規参入を見込み予算編成をしておりましたが、特に利用者が少ない事業所を中心に申請そのものがなく、さらには、介護サービス事業所の廃止もあったことから、予算額の2分の1程度の決算額となりました。

令和6年度は、人材確保事業が追加されたことに伴いまして、高知県の補助対象でありますヘルパー及び介護支援専門員に加えまして、ヘルパー以外の介護職員や看護職員等を雇用した場合に、本事業に基づきまして市独自で補助を行うこととしたため、令和5年度に比べ予算額が増加しております。

以上でございます。

○議長(作田喜秋君) 1番、坂下文宏君。

(1番 坂下文宏君発言席)

○1番(坂下文宏君) ありがとうございます。

あまり支出がなかったという点では、令和4年度、コロナ、それから廃止になった事業所があると。これは、デイサービスのひまわりの閉鎖ですね。そういうところでそんなに支出がな

かったと。それから、令和5年度については、今言われたように、市外の居宅介護の支援事業所を対象にしたのでっていう話でしたが、そんなに申請がなかったという話ですので、半分ぐらいの支出で収まっているということです。

それで、令和6年度ですが、予算については400万円の予算をつけていますが、このままで行きますと、支出は半分ぐらいでいくんじゃないかなというふうに考えられるんですけど、先ほども言ったように人材確保っていうことですが、なかなかヘルパーの成り手がおらんとか、それからケアマネジャーの成り手がおらんとかそういう問題がありますので、なかなか確保が難しいということですが、それでも市として予算をつけて確保しようという意気込みについては、私は評価すべきだと思ってるんですけども、その辺り、どこまで確保できるかという問題はこれからの問題だとは思いますが、今までの経過からすれば、そんなにはないんじゃないかなというふうには考えられます。だから、そういうふうな状況で、利用者の増減、決算がやっぱり減っていくという状況はあるんじゃないかという、そういうふうには考えられます。

それでは、介護報酬の引下げに伴う訪問介護事業所への支援策について、健康推進課長にお伺いいたします。

この介護報酬引下げに伴う訪問介護事業への支援策については、6月会議で質問をしました。そこでの答弁内容は、4月、5月の給付実績を受けて訪問介護事業所への実態調査を行い、支援策を検討するということでしたので、その辺り再度お伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（作田喜秋君） 健康推進課長。

（健康推進課長 竹池 亮君自席）

○健康推進課長（竹池 亮君） お答えいたします。

先ほどの答弁で調査結果についてお答えのほうをさせていただきましたが、具体の支援策については、まだ協議・検討中であります。その協議・検討の内容につきましては、補助を行うとなった場合、介護報酬の減額分について補助をしていくのか、それとも移動時間、20分以上を要している分につきましては、その部分について評価をして補助していくのかなどについて検討をしております。

あわせて、補助金事務についても事業所はもちろんですが、課内においても事務処理が煩雑にならないことなども考慮しながら、多角的に補助制度全般について議論を進めております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 1番、坂下文宏君。

（1番 坂下文宏君発言席）

○1番（坂下文宏君） 6月会議でもそうですけれども、3月会議でもこういう問題をずっと扱ってきて、支援策どうするかという話をしてきたんですけれども、もう市長の答弁もありましたが、これはぜひやるべきやという話でしたので、それからすれば、もう半年近くたつわけですよ。

いつこの辺補正をするかという辺り、めどは立てるってことはしませんか。その辺ちょっとお伺いしたいんですけれど。

○議長（作田喜秋君） 健康推進課長。

（健康推進課長 竹池 亮君自席）

○健康推進課長（竹池 亮君） 先ほど申し上げましたように、確かに、調査の結果につきましては、4月と5月の給付実績を見定めた上でというふうに申し上げましたが、まだ庁内で、関係各課で議論のほうをしております。先ほど申し上げましたように、介護報酬の減額分についてそこに視点を置いて補助をしていくのか、それとも、20分以上時間を要しているところに補助していくのかというようなことで、まだ具体的に定まってないというようなのが現状であります。

また、そもそも論といたしまして、国のほうが3年ごとに見直しをしております介護報酬でありますので、3年ごとにどこかのサービスは必ず下がるとか、上がるとかというようなことで、その都度その都度経営実態調査に基づいて国が判断をして、こういうような介護報酬の体系ができておりますので、なかなか今回、訪問介護事業所に置かれた状況というのは厳しいというのはもう重々承知をしておりますし、また、こういった地方の郡部での在宅生活を維持する上で、訪問介護事業所というのはもうなくてはならないというような状況というのは、もうこれはもう痛切に感じております。

ただ、一方で、先ほど申し上げましたように介護報酬の改定のそもそもの制度がございますので、そういった部分でこういった形で補助をすべきなのか、本来補助すべきかどうかみたいなところも含めて根本的な議論も進めておりますので、先ほど言いました2点を主な議論テーマとしまして、関係各課で議論を進めておりますので、今、この場で補正の時期を明言することはなかなかできないというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 1番、坂下文宏君。

（1番 坂下文宏君発言席）

○1番（坂下文宏君） 分かりました。ぜひ早期にそういう検討をしていただいて、回答をいただけるように進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

同じ質問にはなりますけれども、市長にお伺いいたします。市長にも、再度具体的な支援策

についてお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

先ほど、健康推進課長から協議検討中との答弁がありましたが、これまでの議会一般質問や市議会意見書の可決、訪問介護事業所の方々からの切実な要望など、事業所の置かれた厳しい状況は十分認識をしております。支援制度の在り方、実際に補助するとなった場合の基準等、もう少し検討の時間をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 1番、坂下文宏君。

（1番 坂下文宏君発言席）

○1番（坂下文宏君） 重々検討していただいて、しっかりした回答を寄せていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

そしたら、2つ目の今ノ山風力発電計画について質問をいたします。

事業者が開催予定の住民説明会について、市民課長にお伺ひいたします。

事業者は昨年7月19日市議会を訪れ、全員協議会で事業計画の報告をして以来、議会ましてや地域住民に対しては、令和4年7月16日から17日に開催された準備書についての住民説明会以来全く説明がされずに、今日に至っております。昨年4月6日に経済産業省から勧告が出されましたが、どのように準備書を見直しをしようとしているのかさえ、地域住民には知らされておられません。事業者が開催の住民説明会を7月から8月にするとのことでしたが、またもや開催されませんでした。延期になっております。その理由について、市民課長にお伺ひいたします。

○議長（作田喜秋君） 執行部の答弁を求めます。

市民課長。

（市民課長 畑山正王君自席）

○市民課長（畑山正王君） お答えいたします。

事業者にお問い合わせの内容を御回答いたします。

「環境影響や地域の皆様からの御意見を踏まえ、造成方法や採用する風車、基数等の事業計画の変更を検討していること、また、近傍地域の皆様への説明会に際し、本事業計画による環境影響や保全措置などを分かりやすく御説明すべく、環境影響の予測評価や説明会の準備に時間を要していることから、説明会の御案内が遅れております。お待たせしており申し訳ございませんが、もうしばしお時間をいただきたく、御理解を賜りますと幸いです。なお、環境影響



評価準備書における経済産業大臣勧告等にも記載のとおり、事業者としましても、地域の皆様への説明は十分に実施したいと考えており、事前の説明会を実施せずに本事業の環境影響評価を取り進めることはいたしませんので、この点、改めてお伝えいたします。」とのことでした。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 1番、坂下文宏君。

（1番 坂下文宏君発言席）

○1番（坂下文宏君） 今の答弁の中で、造成方法それから採用する風車、準備書では6, 100キロワット、それと4, 200キロワット、この2つを使うということで、34基設置するという話でしたね。そういう採用する風車、それから設置する基数、準備書の場合は34基、そういうことなどの検討をしているということでしたが、事業所が市を4月に訪れておりますね。そのときに市長とも話をしたんですけれども、共産党として懇談をした記憶があるんですが、そのとき、4月の段階でこの事業者は7月から8月に住民説明会をすると、そういうことを予告していたわけですよ。だから、4月の段階で住民説明会をやりますよと。それに対して、今のような造成方法、採用する風車、設置する基数などをもう明らかにしますという話だったと思うんですよ。

けれども、この時期において、それで8月の最近ですか。一遍、市を訪れていますね。その中で延期しますという話があったというふうに思うんですけれども、そういうふうな延期に対する理由、あんまり住民が納得するようなものではないなど。私自身もちょっと憤りを感じようがですけど、だから途中であれば途中で、検討、どこまで検討しちよのかっていうのを明らかにすべきだと。それから、住民に対しても説明すべきだと。もう2年近くも説明がないわけですので、そういうふうを感じるわけです。

市長にお伺いします。事業者が8月14日に市役所を訪問し、市長と懇談をしていますね。どのような内容だったのかをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

8月14日に所管課と一緒に面会をしています。内容については、評価書の取りまとめが想定以上に時間がかかっており、それに伴い、住民説明会についても延期しなければならなくなったとのことでした。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 1番、坂下文宏君。

（1番 坂下文宏君発言席）

○1番（坂下文宏君） 市長、その事務所からの説明に対して、市長はどのようにお答えをなされたんですか。それも聞かせていただけませんか。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） そんなことではいかんのではないかと、たしか言ったと思います。

○議長（作田喜秋君） 1番、坂下文宏君。

（1番 坂下文宏君発言席）

○1番（坂下文宏君） ありがとうございます。私はそういう感情を相手にぶつけていくものやと私は思っているんですけども、そういうものを相手の事業者に対して主張したということでもよろしいですね。

あともう一つは、その事業者のほうは資料を持ってきたというふうに思っているんですけども、その資料の中身については簡単に説明していただけませんか。

○議長（作田喜秋君） 市長、答弁できますか。

市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） 通告にない質問でございますので、ちょっと控えさせていただきたいと思います。

○議長（作田喜秋君） 1番、坂下文宏君。

（1番 坂下文宏君発言席）

○1番（坂下文宏君） それなら、担当課のほうも関わっちゃったということですので、担当課のほうはどうでしょうか。

○議長（作田喜秋君） 市民課長。

（市民課長 畑山正王君自席）

○市民課長（畑山正王君） お答えいたします。

確かに通告にないことなので詳しくはお答えできませんが、先ほど市長が答弁したように、今、評価書がここまで遅れているので、説明会を延期したいというふうな感じの資料でございます。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 1番、坂下文宏君。

（1番 坂下文宏君発言席）

○1番（坂下文宏君） どうもありがとうございます。

そしたら、市長に質問します。先ほどの事業者からの住民説明会の延期については、その理

由についてホームページに載せられておりますが、おわびの一言の内容では、私はあまりに地域住民に対して不誠実であると感じましたし、ましてや、その議会に対しても説明がないと。今までだったら、全員協議会などをして事業の経過を説明するということがあったんですけど、今回全くそれもないと。

だから、このような事業者の態度に対してどのように受け止められているか、市長にお伺いしたいとそういうふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

住民説明会については、従来から7月から8月に予定していると報告を受けておりましたので、延期するにしても、もう少しタイムリーに周知する方法があったのではないかと思います。業者に対しては、もう説明についてはなるべく早く、詳しく早急にやってくれということ saying しております。

○議長（作田喜秋君） 1番、坂下文宏君。

（1番 坂下文宏君発言席）

○1番（坂下文宏君） 私は、経済産業省の勧告あるいは市長の意見書等を拝見すれば、一番大事な部分は地域住民に対しての周知でありますし、そこに対するやっぱり説明不足っていう問題があって、そこを重視すべきだという問題ですよ。だから、今回の説明会が延期になったということでは、簡単にこんな理由で延期にするなんていうのは、もうまかりならんというふうに思うわけです。大変遺憾に思っております。

その辺、先ほども市長がちらっと言われましたけど。きちっと対応せよということ saying ということですけど、ぜひその辺は早急な説明会を開催せよと、住民が怒っているんだということ、要請してほしいというふうに思うわけです。よろしくお願いします。

それでは、その経済産業省の勧告のポイントについて、市民課長にお伺いいたします。

これ、去年の令和5年4月6日、事業者が国に提出した準備書の不十分な箇所を見直しなさいと言って出されたものですがけれども、その勧告のポイントについて簡単にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（作田喜秋君） 市民課長。

（市民課長 畑山正王君自席）

○市民課長（畑山正王君） お答えいたします。

今ノ山風力合同会社から提出されました準備書に対する経済産業大臣勧告につきましては、令和4年6月に準備書が経済産業省に受理されており、令和5年3月までに高知県知事や環境

省の意見が提出され、同年3月22日付で大臣名により勧告が発出されております。

ポイントとしましては、多くの工事用道路新設や工事に伴い発生する土砂を用いて複数の木材集積場を設置する計画について、土工量及び土地の改変を最小限に抑えたものになるよう計画の見直しを行うこと。次に、鳥類に対する影響として、国内希少種に指定されているクマタカが風力発電設備の設置される位置において多くの飛翔が確認されているが、営巣の確認には至っていないことで、繁殖状況や飛翔に関し、調査、予測及び評価が十分なものとは言い難く、さらなる調査や発電設備の配置変更などの検討を求めています。

このほか、騒音及び風車の影に関わる影響では、生活環境への影響が生じるおそれのある住民には、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施することなどが勧告されております。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 1番、坂下文宏君。

（1番 坂下文宏君発言席）

○1番（坂下文宏君） ありがとうございます。先ほども言いましたけれども、やっぱりここ、勧告のポイントっていうのは、地域住民への丁寧で十分な説明、それがなされていないので、十分な説明をなさないと。これが大きなポイントですよ。

今言われたように、もう1点は、この事業計画の見直し、大規模な土地の改変計画がなされちやうと。それを低減しなさい、あるいは見直しなさいという問題です。それは、風力発電設備あるいは工事用・管理用道路の設置で、今まである森林道あるいは作業道も使うんですけども、それ以外に新設の工事用道路あるいは管理用道路を造るっていう話なんです。そのことで大きな工事になっていると。土地改変になっていると。そういう問題なんです。それで、地域住民は危惧しよう。

西南豪雨の大規模災害を経験していますので、大洪水が起こったときにそういう水害等、あるいは災害等がまた起こるんじゃないかという危惧がどうしても抜けないという問題です。だから、その辺のその工事、大規模な工事に対して、もう少し大規模じゃない小さいそういうふうなものに変えれというこれは勧告であるはずなんです。

もう一つですけども、その勧告に向けて市長が県に提出した意見書の問題があるわけですけど、この意見書のポイントについても、市民課長にお伺いしたいというふうに思います。

市のホームページでは発電設備、これ、2022年の6月現在、計画が掲載されていますけれども、このときは6, 100キロワット27基、それから4, 200キロワット7基、計34基を据えると。現在の計画はどうなっているのかお伺いします。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（作田喜秋君） 市民課長。

（市民課長 畑山正王君自席）

○市民課長（畑山正王君） お答えいたします。

これも、事業者にお問い合わせの内容を回答いたします。

「本事業は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく事業計画認定を取得しており、認定された発電設備の出力は19万3,070キロワットとなっております。基数につきましては、環境影響や地域の皆様からの御意見等を踏まえ、再検討を行っている状況です。繰り返しになりますが、採用する風車や基数を含み変更した事業計画につきましては、近傍地域の皆様への事前の説明なしに本事業を取り進めることはいたしません。御心配をおかけしますが、本事業の計画検討にもうしばしお時間をいただきたい。」とのことです。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 1番、坂下文宏君。

（1番 坂下文宏君発言席）

○1番（坂下文宏君） この事業者が去年の7月19日、全員協議会で報告がありました。私はまだ議員になっていなかったんですけども、そのときに、これは大変な工事なので、やはり見直しをすべきだということが言われております。その見直しの観点については、6,100キロワットの発電機を据えるいうことはやめると。4,200キロワットの発電機を据えることにしたいというふうに申し出ておったんです。

それはなぜかと言ったら、大変な土地の改変になると。要するに、風車ヤードに発電機を据えるわけですけども、6,100キロワットだと削るスペースが多くなって土工量が増えると。当時100万立方メートルというふうに示されておりました。そんなが大変やという話になって住民が怒ったわけですけども、だから、それは6,100キロワットを据えるには大変な工事になるので、これを4,200キロワットに据えたら、削る分が少なくなってもうちょっと土工量が減ると。こういうような説明で、そっちの方向に検討していくよという話だった。覚えちょう議員もおるかもしれませんがね。

だから、その方向でいくなら、私は6,100キロワットに戻るとは思ってないですけど、4,200キロワットを据えるということであれば、これ、はっきりした基数がここに出てくるわけですよ。誰がやったって簡単な計算で、何基据えるというのは明らかなんです。というのは、19万3,070を4,200で割ったらいいんですよね。だから、電卓弾けば簡単に出てきます。その数字は45基と出てくるはずなんです。なのに、事業所はそれを明らかにしないのはどういうことですかという、そういう私の疑問なんです。

それを据えていかないかんで、据えるためには、そこにボーリングを打たないかんがです

よね。45基据えるためのボーリング打って、水源地に当たらないかどうかを穴を掘って調査をするわけですよ。そうじゃないと据えることができないと、こういうふうになっちゃうんです。だから、そのボーリングを打つためには、作業道を造らんといかんのですよ。造って測量して調査をして、それで、ああ、ここに打って大丈夫だって。さっきのクマタカの件もありますので、そこは迂回してっていうふうになるわけでしょうけど、そういう作業をしていかないかんがです。

そうすると、そういう作業をするためには、これ、四国森林管理局なんですけど、そこにやっぱり土地の貸付け、貸してくれという許可を出さないかんがです。聞いてみると、出しちゃうがです。出して、どの部分に風車を据えるかというのも明らかになってきちゃう。聞いてみたら、45基据えるように計画が出されちゃうと。そういうふうに聞きました。本当かどうかは担当課のほうで調べてもらったらいいんですけど。

なのに、この事業者は数字を言わないと。これ、問題だと思いませんか。住民が一番知りたいと思っているところを言わないと。言うたとしたら、今まで34基やったけど45基になったと。増える。何事かと。土工量がもっと増えるじゃないかと。災害が起こるかもしれんと。そういう不安が起こってくるかもしれせんよ。だったら前もって住民に対してきちっとした説明をして、丁寧にやるべきだというふうに私は考えるわけです。

あまり時間がなくなりよりますけん、次行きますが、市民課長にお伺いします。

市長が県に提出した意見書のポイントについてお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（作田喜秋君） 市民課長。

（市民課長 畑山正王君自席）

○市民課長（畑山正王君） お答えいたします。

県知事への環境影響評価準備書に対する市長意見書の提出につきましては、環境影響評価法の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求められ、令和4年11月28日付で回答しております。

ポイントとしましては、準備書の内容、事業者が行う住民説明会での意見、準備書縦覧期間中に意見箱等に投函された意見及び意見に対する事業者の見解、県が開催した公聴会での公述人の意見等を最大限反映すること。また、設置計画中止を求める署名、陳情書や嘆願書が市長や議長に提出されるなど、建設反対や不安、懸念の声が上がっている状況にあり、住民等からの理解が得られている状況ではないことも意見しており、事業者の責務として説明責任を果たすべく、意見や要望に対しては誠実な対応を行い、最大限の努力をもって対応するよう強く求めています。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 1番、坂下文宏君。

（1番 坂下文宏君発言席）

○1番（坂下文宏君） ここにも言われているように、今の説明にもありましたが、要するに事業者が一生懸命自分の事業の計画について説明を施してきたけれども、地域住民には非常に納得がいくものではなかったと。理解が得られるものではなかったということなんですよ。やっぱり大災害が起こる、それを危惧する、そういう不安が解決できずに、それを払拭できずに、今でもこの工事に対する反対の声があるという話です。

署名は1年前でありますけれども、8,500名以上、署名が市のほうに届いているということです。逆に言えば、それだけの人たちが市に対して関心があると。土佐清水を知っちゃおうという話でもあるわけですね。だから、こんな自然のすばらしい、先ほどの市長の答弁でもありましたけど、豊かな自然を持っている清水に対して、やっぱりすごいイメージを持ちよう人たちがいっぱいおるわけですね。そのイメージを崩すようなことにならないように、それから、自分たちや今後生きていく若者たち、あるいは孫やその辺に対して、すばらしい自然を残していきたいという気持ちがやっぱりあると思うんですよ。そういう意味では、この計画に対してはきっぱりとした対応を示すべきではないかと、そういう意味での意思表示だと、そういうふうに私は受け取っております。

市長にお伺いしますけれども、経済産業省の勧告と市長意見書のポイントから、今、言われた点から、市長はこの事業者の地域住民への対応をどのように評価するか、お伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

経済産業省及び本市としても、不安や不満がある住民に対して理解が得られるよう、十分な説明をするよう勧告及び意見したわけですが、さきに申し上げたように、住民説明会が延期となる周知の方法やタイミングについては、今後は改善していただきたいと考えます。

なお、事業者からは、「これまでの法定の説明会、三崎、下川口の各地区での説明会を自主的に実施し、可能な限り多くの方に事業の内容等を御説明してまいりましたが、まだまだ不十分であるとの御指摘を真摯に受け止め、今後の説明会等、真摯に対応してまいりたいと考えております。」との報告を受けておりますので、説明会を待ちたいと考えております。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 1番、坂下文宏君。

（1番 坂下文宏君発言席）

○1番（坂下文宏君） 私はもっと強いものが出てくるかと思ったんですけども、これだけ住民に対する説明会がないというのであれば、こちらからやっぱり要求すべきじゃないですか。最低でも年内には説明会を開催せよということですよ。それを事業者に突きつけていただきたい。そういうふうに私は思います。

次の質問に入ります。

事業計画の実施に伴う保安林解除について質問いたします。

市民課長にお伺いします。この事業計画を進めている事業者は、どの部分の保安林を解除しようとしているのかお伺いします。

○議長（作田喜秋君） 市民課長。

（市民課長 畑山正王君自席）

○市民課長（畑山正王君） お答えいたします。

事業者にお問い合わせの内容を御回答いたします。

「国内ほか事業において複数の事例がございますとおり、国有林内に整備する道路につきましては、国の森林施業及び管理に資するものであると判断される場合、保安林解除を行わず、保安林内の作業許可という別の許認可を取得した上で工事を実施する形となります。

一方、風車ヤードにつきましては、森林施業及び管理に資するものとの判断が難しいことから、保安林解除をすることになります。いずれの方法であっても、工事の実施に当たっては適切な設計及び工事計画になっているか、十分な審議がなされた上で許認可を取得する形となります。よって、保安林解除をしないがゆえに工事計画等の十分な審議がなされないといったことはございません。」とのことでございます。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 1番、坂下文宏君。

（1番 坂下文宏君発言席）

○1番（坂下文宏君） 今回の回答の中で、これ、大変な問題が出ちようのはお分かりですか。保安林というのは、今ノ山、ほとんど90%以上が保安林なんですよ。けれども、この事業者はどこの保安林を解除するかといったら、今言われたように、風車ヤードのところだけは解除しますっていう。45基、発電機を据えるところだけ解除しますっていう話なんです。じゃあ、ほかは解除しないのかって。

発電機を据えるところ、発電機を据えるためには作業道があるんです。益野からずっと上がって行って林道、それから今、頂上まで作業道があるんですけども、あそこを使って今ある作業道は使えるんですけども、そこを使って平ノ段の一番手前ぐらいまで風車を立てていくわけですよ。その立てるための作業道を造らんといかんがです。ほとんど新しい作業道を造る



んです。その作業道を造る部分については、保安林は解除しませんって言ったんです。作業道を造る部分の保安林も水源涵養保安林なんです。

要するに、水源地として保安林を植えちゃうんです。それを伐採したら、水源の管理ができなくなりますという問題が起こってくるわけです。風車ヤードを据えるところ以上に作業道、もちろん作業道を使った後は、工事用や管理用道路に変えていくと思いますよ。それでも保安林解除はしませんって言っている。ぶっちゃけた話しすれば、勝手にどれだけ伐採してもかまふっていうそういう判断に立つわけですよ。だから、その辺りは全然、保安林解除に関わる国のほうは関知せんがですよ。そういう問題が起こってくるわけです。そういうことをやろうって、やりますよっていうことを事業者が言ったんです。これ、大変なことじゃないですか。

今、地元の方に聞いたら、そういう作業道を造ってますよっていう話だった。それは、測量するためにボーリングを打たないかんので、そういう機械を運ぶために45基のところずっと測っていかなあかんので、それは作業道を造っちゃうわけですよ。どっちに造っちゃうと思いますか。こういうふうにまっすぐTになっちゃうんですけど、発電機を据える部分はね。右側に西野川があるんですけど、左側、要するに下川口方面ですよ。右のほう、三崎側に林道、要するに作業道を造るのか、宗呂側に作業道を造るのか、どっちだと思いますか。

これ、簡単で見に行ったら分かるんですけど、要するに西ノ川、三崎川のほうはこれは本当に急斜面なんですよ。だから、こっちにはなかなかよう造らん。造ったらもう崩れるん分かってちょうがですよ。傾斜が35度以上あるようなところを作業道を造っていかないかんので、そっちには造らんという。私はこっちに造ると思ったんですけど、反対側のほうに造るっていうんです。だから、今そこに作業道を造っているっていう話です。

もう許可をもらっているんですよ。だから、そこまで工事が進んでるんですよ。そういう事実を役所のほうも、それから地域住民のほうも、あるいは議員の方も全く知らせずに、この工事は事業者中心に進められていると。その報告が何でないんですかっていう問題なの。

保安林解除の判断は市長がするわけですよ。まかりならんと言えば、市長がそういうものを事業者に突きつけたらいいんです。

市長にお伺いしますよ。保安林の解除については、どうしても市長の同意が要ります。市長は、3月会議や6月会議の答弁でも、この保安林解除について、市民との合意形成の上にこの事業が進むことが前提。そして、必要な書類が提示されて検討するとの回答です。

保安林解除や風車ヤードのところだけという事実が分かりました。工事用道路や管理用道路については保安林を解除しないと。大工事になるはずですよ。しかし、この工事用管理用道路を新しく造り、ほとんど新しく造るんですけど、大規模な土地の改変工事をするということになります。なのに地域住民には一切説明がなく、工事を進めています。

風車ヤード設置のため多くの保安林を伐採し、新たに森林作業道を造り、測量機器を運び、ボーリングを打ち、測量も開始しています。このようなことが地域住民にも市の責任者、市議会にも一切一言も説明をせずに進めている。これが今、事業者の実態なんです。

この事実に対して、市長の見解をお伺いします。

○議長（作田喜秋君） 市長。

（市長 程岡 庸君自席）

○市長（程岡 庸君） お答えいたします。

事業者にも確認を取りましたが、環境影響評価やその手続を進めるために、事前に実施している住民説明会等を経た上で許可を取得していく流れになりますので、繰り返しになりますが、説明がないまま工事を進めているということはないとのこと。誤った情報で説明もなしに勝手に計画を進めているという認識が広まってしまうことを危惧しますので、できるだけ早急に説明会を開催するよう事業者に要請したいと考えます。

また、今回、坂下議員からいただいた質問の大半は、事業者側の回答をそのまま伝えた内容となっております。今後も情報が必要でございましたら、直接問合せも可能でございます。十分御理解いただけたと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（作田喜秋君） 1番、坂下文宏君。

（1番 坂下文宏君発言席）

○1番（坂下文宏君） 全く納得がいきませんね。もしかしたらでしょう。市長が望んでいる保安林解除に関わっての書類等が手元に提示されないかもしれませんね。もし提示されるとしたら、評価書が出来上がってからだと思いますよ。先ほど事業者の言い方からすれば、そんなことはしませんと。評価書が出来上がるまでに検討を加えて、皆さんにお見せしますという話でしたけど、そうならない可能性があります。そしたら、どこで合意するかしないか、市長、判断するおつもりですかという問題が出てきますね。

それだったら、今、森林作業道を造っていますので、造るためには許可が要るんですよ。許可申請、どこに出していると思いますか。これは県ですよ。県ですけれども、その四万十市の林業事務所、幡多林業事務所というところがあります。総合庁舎の中にあるんですけど、ここが許可を出しているって話なんです。許可を出すには計画書が全部いるんですよ。どんな計画をつくるか出さないかがです。どれだけ改変するかを出さないかがです。だから、その書類が手に入れば、どのようにこの工事を進めているかっていうのは分かるんですよ。だから、そういう書類を手に入れるっていうことができれば、市長としての判断は一つは可能かもしれませんね。

あとは、風車ヤードのところだけ保安林解除しますっていうことですので、四国森林管理局へ行って、計画書が出されています。そういうものを手に入れながら判断したらいいと思います。

すみません。以上で質問を終わります。ありがとうございました。デマンドすみません。

○議長（作田喜秋君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日は、これをもって延会いたします。

明9月11日午前10時に再開いたします。お疲れさまでございました。

午後 2時01分 延 会